

平成 28 年度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会



## 要望にあたって

町村行政につきましては、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長年に渡り低迷を続けてきた我が国経済は、良好な企業収益や所得・雇用環境の改善等、総じて緩やかな回復基調が継続しておりますが、町村を取り巻く環境は、急激な少子高齢化の進展や人口の流出、脆弱な財政基盤など、依然として極めて厳しい状況が続いております。

こうした中、昨年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、これを受け、各町村では、現在、「地域版総合戦略」等を策定中ではありますが、それぞれが有する地域資源を守り、活かしながら積極的に地域の振興、住民の暮らしを充実させる施策を展開していきたいと考えております。

また、箱根町の大涌谷周辺の火山活動に対する取組強化をはじめとした総合的な防災対策の強化や、子ども・子育て支援等福祉施策の充実など、町村をめぐる課題は山積している状況にあります。

一方、ゴルフ場利用税や償却資産に係る固定資産税の見直しなど、町村財政にとって多大な影響が生じる税制改正議論がなされており、その先行きは不透明であります。

こうした課題に的確に対応し、町村行政を着実に推進していくため、神奈川県町村会として、今般、平成 28 年度「県の施策・予算に関する要望」を取りまとめました。

つきましては、県におかれましても、非常に厳しい財政状況であることは承知しておりますが、本要望書に掲げております事項は、いずれも町村にとって重要な事項でありますので、平成 28 年度の県の施策・予算の立案にあたりましては、こうした町村をめぐる厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 8 月 27 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会 長 大 矢 明 夫



# 目 次

I 重点要望	1
1 地方分権の一層の推進	1
2 防災対策の充実強化	3
3 快適な生活環境の整備促進	3
4 地域情報化施策の推進	4
5 自然環境の保全等	4
6 観光の振興	6
7 福祉施策の充実	6
8 地域の保健医療制度の充実	7
9 都市基盤等の整備促進	8
10 防犯対策の強化	9
11 教育施策の推進	10
II 一般要望	11
1 地方分権の一層の推進	11
2 防災対策の充実強化	19
3 快適な生活環境の整備促進	24
4 地域情報化施策の推進	27
5 自然環境の保全と産業の振興	28
6 観光の振興	33
7 福祉施策の充実	35
8 地域の保健医療制度の充実	40
9 都市基盤等の整備促進	45
10 防犯対策の強化	51
11 教育施策の推進	52
III 地域要望	57
1 三浦半島地域要望	57
2 湘南地域要望	59
3 足柄上地域要望	66
4 足柄下地域要望	75
5 愛甲地域要望	81
6 水源地域要望	83

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所等



# I 重点要望



# I 重点要望

## 1 地方分権の一層の推進

### (1) 地方分権改革の具体化に向けて

第4次一括法の成立により、地方分権改革も一区切りとなるが、内閣府では、新たな局面を迎える地方分権改革のため、「提案募集方式」を開始したが、この制度は、地方の発意に根ざした取組みであることから、権限を持つ省庁の対応が消極的にならないよう、十分な調整を行うとともに、事務・権限の移譲に際しては、移譲に見合う所要の財源を確保するよう、国に働きかけること。

また、道州制については国民に十分な説明がなされておらず、そのため、国民論議が深まっていないことから、国民への説明や地方自治体への協議をしっかりと行う等、慎重に対応するよう国に働きかけること。

### (2) 広域自治体としての県の役割発揮

少子高齢化社会における行政需要の増加等に伴い、自治体間の連携、協力が強く求められることから、県は広域自治体として、広域連携による共同処理の検討及び調整などについて、引き続き地域の実情に配慮しながら、積極的に自治体間調整を行うこと。

特に、昨年、公布された行政不服審査法においては、審査請求に係る裁決の客観性・公平性を高めるため、審査庁である地方公共団体の長に対し第三者機関への諮問を義務付けているが、規模の小さい町村にあっては、専門性を有する委員を独自に確保することは難しい。

また、第三者機関事務担当部署と処分担当部署の独立性を保つことは極めて困難な状況であることから、第三者機関の単独設置が困難な団体への支援として、県に対し、第三者機関に係る事務委託体制の整備及び団体間調整を行うことを要望する。

### (3) 町村財政基盤の整備

#### ア 地方税制等の改正への対応

##### (ア) 今後の税制改正検討にあたっての町村税財源の確保

税制改正の検討がなされている償却資産に係る固定資産税、ゴルフ場利用税については、いずれも町村にとって重要な財源であり、仮に廃止・縮小されることがあれば、町村の財政に多大な支障が生じることを踏まえ、町村税財源の安定的な確保を図るため、現行制度の堅持、代替財源の確保を要望すること。

また、自動車取得税の廃止に伴う自動車税の環境性能課税の実施については、町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計すること、さらに、自動車重量税のエコカー減税の拡充に伴う町村財政への影響についても、同様に確実に財源補填することを要望すること。

(イ) 法人実効税率のあり方

法人実効税率のあり方の検討にあたっては、外形標準課税の拡充や課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で、所要の地方税財源を確保することを大前提とし、地方財政に影響を与えないよう働きかけること。

イ 地方交付税改革の推進

(ア) 基準財政需要額への適正な算入

地方消費税の税率引き上げに伴い地方消費税交付金は増額されているが、増額分については普通交付税算出時の基準財政収入額への算入率が 100%であり、普通交付税交付団体においては実質的な収入の増に繋がっていない状況であるため、増額分の算入率についても 75%算入とするよう、国に要望すること。

(イ) 臨時財政対策債制度の廃止等

臨時財政対策債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、後年度に財源措置をとした臨時財政対策債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

また、臨時財政対策債制度については、地方交付税総額を法定率の引き上げ等により確保し、速やかに廃止すること。

ウ 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、制度改正に伴い、事務負担の軽減や小規模自治体の救済強化が図られたが、補助メニューにおいて小規模自治体が活用できるものが少ないことから、神奈川の魅力を広域的に高めるような効果が見込まれる事業や、生活道路や集会施設などの地域住民に近な生活関連施設の整備などにも活用できるよう、引き続き、制度の充実を図るよう要望する。

エ まち・ひと・しごと創生への支援

急速な少子高齢化の進展や人口減少に的確に対応し、各地域の特性を活かした、住みよい環境を確保することを目的として平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行された。

この法律に基づき、各自治体においては、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を平成 27 年度中を目途に策定することとされたが、それに伴う交付金の交付スケジュールは期限が短いうえ、情報が十分に示されない状況になっている。

また、交付金の使途は各地域の実情を踏まえた自治体の判断に委ねられるとしながらも、必ずしも使い勝手のよいものにはなっていないのが実情である。

そこで、地域の実情に合致した効果的な戦略策定ができるよう、対象施策や事業を幅広く認めることなど、地方自治体にとって使いやすい制度とするとともに、交付金額をはじめ戦略策定に必要な情報を迅速に示すよう国への働きかけを要望する。

## 2 防災対策の充実強化

### (1) 火山対策の推進

全国各地の火山活動が活発化し、地域住民の不安が高まる中、火山噴火による被害を最小限とするため、監視観測体制の充実化、実践的な防災対策の実現を図るよう要望する。

また、風評被害については、地域全体が噴火の危険があるという過剰な情報により、地域経済に極めて大きな影響を及ぼすことから、自治体に対する融資等の実施については、国、県が緊密な連携を図り、緊急に対応されるよう要望する。

### (2) 地震等防災対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震予知研究体制を充実、強化するとともに、それぞれの地震対策大綱に盛り込まれた具体的な対策を着実に推進すること。

また、ゲリラ豪雨による水害、土砂災害等大規模な災害の発生が懸念されることから、住民の生命、身体、財産を守るために必要となる災害対策を強化すること。

### (3) 市町村減災推進事業費補助金の充実

東日本大震災を受けて設けられた「市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金」が昨年度をもって終了となり、新たに標記補助金が設けられた。当該補助金については、消防団資機材や街頭消火器などの整備について1/3の補助されることとなった一方で、防災備蓄資機材が補助対象から外れることとなったが、備蓄資機材等については、今後も継続的に整備する必要がある。

については、地域住民の安全・安心を確保するため、市町村減災推進事業費補助金において、補助対象の拡大や補助率の拡充など、柔軟で持続性のある支援体制を確立するよう要望する。

## 3 快適な生活環境の整備促進

### (1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう引き続き国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう一層強力な指導を働きかけること。

## (2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を一層強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを引き続き国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

## (3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう引き続き国に要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となっている施設の整備等に対しても、財政措置を講ずるよう引き続き国に働きかけること。

## 4 地域情報化施策の推進

近年、いわゆるマイナンバー法の公布等、国の施策に起因する制度の創設・変更による情報システムの開発・改修が大変多くなっており、町村における財政的、事務的負担も増えていることから、情報システムの開発・改修に伴う経費は、実態に見合うものとなるよう、適正な財政措置を講ずるとともに、極力、町村の過重な事務負担とならないよう、国に要望すること。

また、広域連携を推進する観点からも、市町村だけでなく、その業務を共同して処理する一部事務組合も直接の補助対象とするよう、国に働きかけること。

## 5 自然環境の保全等

### (1) 自然環境の保全

本県は、神奈川の屋根・丹沢、そして太平洋に連なる相模灘を有しており、美しい自然環境に恵まれている。また、箱根をはじめとする各地では、その景観等を活用して観光振興がなされている。

森林などの自然環境の保全は、水や空気を育み、地球温暖化対策の推進、二酸化炭素排出抑制にも寄与している。そのため、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割は大

きい。

よって、県はこれらを十分に勘案し、積極的に治山事業、森林整備事業を展開すると共にその整備財源としての地方税財源の確保を図ることを国に要望すること。

## (2) 森林に対する国民的支援の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源制度を創設・導入する必要がある。平成 24 年 10 月から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されているが、その税の使途に森林吸収源対策等を追加するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ強く働きかけること。

## (3) 再生可能エネルギーの普及拡大

小水力・バイオマス・太陽光・風力等の地域資源を活用して、再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、財政的支援だけでなく、許認可に関連する技術的支援を充実すること。

また、家庭用新エネルギー導入の促進は、地球温暖化防止に向けたエネルギー政策の一環として重要であることから、広く導入が図れるよう、国庫補助の上限額の引き上げ、補助対象経費の拡充など財政支援の充実強化を国に要望すること。

特に、家庭用燃料電池システム（エネファーム）を広く普及するにあたり、設置者負担額の低減のため、国庫補助、県補助の引き上げを要望する。

## (4) 農業の振興

農業者に対し、農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が推進されているが、経営面積の小さい本県の農業経営の実態や地域の振興に即した独自展開が求められている。そのため、野菜や果実などの畑作を中心とした小規模複合経営である都市農業の経営の安定化も図られる制度を創設するよう国に引き続き要望すること。

## (5) 有害鳥獣対策の強化充実

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、猟区設定等を積極的に実施しているが、ニホンザル、シカ、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加している。

については、現在の施策の効果をよく見極め、ニホンザル、シカの個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずること。

## (6) 外来生物被害対策に対する支援

特定外来生物であるタイワンリスは、生きたままの運搬が禁止されているため、防除実

施計画を持たない市町村では捕獲などの対策の障害となっている。

また、ニホンリスとの個体競争も懸念されるため、早急に県全域を対象とした防除実施計画を策定し、対策を講ずること。

## (7) ヤマビル駆除対策の強化

ヤマビルの生息域が拡大し、住宅地域や観光客にまで被害が及んでいることから、ヤマビル被害撲滅に向けた活動に対する補助事業の拡充と県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえた抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等を早急に県として講ずること。

## 6 観光の振興

県では、更なる観光施策の充実を図るため、平成 26 年度に引き続き、今年度においても「新たな観光の核づくり交付金」制度を継続したところである。

特に、2020 年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、訪日観光客の増加が見込まれることから、神奈川県の魅力を高め、県全体を観光地とした快適な観光環境を更に提供し続けていくことにより、海外からの誘客活動を加速化していく必要がある。

そのためにも、海外からの観光客に対応した外国語案内板の設置や情報通信環境などのハード面・インフラ関連の整備を県全域で推進していくとともに、観光産業における人材育成などのソフト面への具体的支援や協力を要望する。

また、交付金制度については、今後とも継続するとともに、事務等の簡素化を含め使いやすい交付金とすること、また、民間施設の公衆用無線 LAN 環境導入に対する支援、助成等についても要望する。

## 7 福祉施策の充実

### (1) 安心して出産・子育てのできる環境の整備

保育所及び放課後児童クラブの新設や運営費に対する補助については、財源不足などを理由として短期間に限定することや、執行率抑制等の措置をすることなく、待機児童が未だ多い現状を勘案し、安定した制度とすることを要望する。

さらに、出産後の雇用の支援や保育環境の充実など、安心して出産・子育てができる環境を整備することを要望する。

### (2) 子ども・子育て支援新制度の支援体制の確立

平成 27 年 4 月から新制度が本格スタートしたが、1 号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国統一費用部分（国 1/2、県・町各 1/4）の他に、公定価格の 27.5%

にあたる地方単独費用部分（県・町各 1/2）が設定されており、地方に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけを要望する。

### (3) 児童福祉の充実

多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、最近では深刻な内容のケースが多く、迅速かつ適切な対応が重要となっているが、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関与することが困難である。児童福祉司等の専門職の確保が不可欠であることから、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

## 8 地域の保健医療制度の充実

### (1) 国民健康保険の基盤強化と広域一元化

平成 25 年 12 月 5 日に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」においては、国民健康保険制度のあり方を含む医療保険制度改革について、「必要な法律案を平成 27 年に開会される通常国会に提出することを目指す」としているが、市町村国保の財政運営はもはや限界に達している。

ついては、国に対し、財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう強く働きかけること。

特に、小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を確実に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。

その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できる仕組みを構築すること。

### (2) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるように要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業補助金を堅持するよう国に働きかけるとともに、減額分については、県も支援策を講ずること。

### (3) 小児医療費助成制度等の充実

県では医療のグランドデザイン・最終報告書の「はじめに」にあるように「県民がいつでも、どこでも、誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」を基本原則として取り組んでいるが、小児医療費助成制度等は県内の自治体においても補助対象年齢等による格差が更に広がりつつある。

県民が平等に、かつ安心して医療を受けることができるよう、小児医療費、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について県の助成制度を拡充すること。

また、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き、国へ働きかけること。

## 9 都市基盤等の整備促進

### (1) 地域の国土基盤整備

国土政策は、国土の総合的な利用と保全、社会資本の統合的な整備を図ることが基本であり、着実に推進していかなければならないが、とりわけ相対的に立ち後れている地域の国土基盤の整備や地域交通の再生・活性化は急務であるため町村としても、その推進に努めているところであるが、厳しい財政状況の中、現実には大きな困難が伴っている。

さらに、今後の国土政策においては、「人口減少の克服・地方創生」の実現に向けて、全国のそれぞれの地域が、特性を活かした適切な役割を将来にわたり担っていけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

加えて、徹底した防災・減災、施設の老朽化対策を実施し、強くしなやかな国民生活の実現を図るための国土強靱化を推進することも必要であり、国が責任を持って遂行していくことが、極めて重要であるため、県としても積極的に国に対し働きかけるよう要望する。

### (2) 圏央道（さがみ縦貫道路）の全線開通に伴う利用促進

さがみ縦貫道路は、平成 27 年 3 月 8 日に寒川北 IC～海老名 JCT 間が開通し、県内全線が完成した。

さがみ縦貫道路の開通により、国道 246 号、国道 129 号の交通渋滞の緩和や地域の活性化などが期待できるが、現在割高になっている料金により、道路の利便性を最大限発揮できないことが危惧される。

道路利用者の利便性向上と環状道路としての目的や効果が十分発揮されるよう、利用料金の引き下げについて、また、埼玉、群馬方面からの新たな観光誘客ルートとして観光の活性化が期待できるため、渋滞緩和等の安全対策の実施と併せ、国及び関係機関へ強く働きかけるよう要望する。

### (3) 社会資本整備総合交付金の充実

社会資本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を活かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であるが、交付率に対する配分額が年々減少し、交付率の約7割程度の配分となっていることから、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための事業総額を確保するよう国へ働きかけること。

また、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とするとともに、平成28年度以降も継続して実施するよう国へ働きかけること。

### (4) 土地区画整理事業への財政支援

土地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤の整備と宅地の利用の増進を図り、安全・安心なまちづくりや魅力ある都市景観の形成などに大きな役割を果たしているが、事業遂行には多額の事業費を要するなど、その実施は非常に難しくなっている。

組合施行の土地区画整理事業については、県の組合等区画整理事業費補助が交付されるが、公共団体施行の場合には県の補助制度の対象になっていない。

計画的なまちづくり、県土整備を実施するため、事業主体の区分に関わらず、土地区画整理事業の実施のための調査費用や区画整理地内の都市計画道路の築造に係る費用などを対象とした、新たな補助制度の創設をすること。

## 10 防犯対策の強化

### (1) 警察官の増員

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化している。

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している状況にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。

このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

### (2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、自治体の過度の負担とならないような財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

## 11 教育施策の推進

### (1) 少人数学級編制の実現

学級編制基準見直しが行われ、少人数学級編制に向かっているが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、更なる学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望する。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望する。

### (2) 特別支援教育の推進に係る体制整備

平成 19 年 4 月から、全ての学校において特別支援教育が実施されているが、推進に係る教員の加配がされていないことから、特別支援教育の推進体制整備が難しい状況にある。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的措置を引き続き国に働きかけるよう要望するとともに、県におきましては、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員の配置や配置されている場合には巡回日数を増加するなど、人的、財政的支援を講ずるよう要望する。

### (3) 教育指導体制の強化

県は町村の充て指導主事を平成 23 年度まで配置をしてきたが、これが廃止されたため、平成 24・25 年度の 2 年間は、県と町村との人事交流により指導主事 1 名を確保してきたが、その交流人事も平成 25 年度をもって終了した。

ついては、平成 28 年度以降も指導主事を継続して配置していくにあたり、県による新たな人的支援、もしくは指導主事雇用に係る財政的支援を要望する。

### (4) いじめ対策における学校ネットパトロール等への財政支援

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、「インターネットを通じて行われるもの」についても「いじめ」として定義されるとともに、国等の責務も明確に定められた。

併せて、いじめ問題等に対応するための地方公共団体の取組に対し、支援（補助率 1/3）も行われることになっているが、対象は全国で 10 地域と限定されている。

同法第 5 条で、国は、いじめ防止等のための対策を総合的に作成し実施する責務を有すると規定されていることから、当該事業に係る財政措置については、補助対象地域数に制限を設けず、取組を実施する全ての地方公共団体等に対し財政上の措置を講ずるよう国に働きかけること。

## II 一般要望



## Ⅱ 一 般 要 望

### 1 地方分権の一層の推進

「地方ができることは、地方が担い責任を持つ」という大原則を基に、地方分権改革が進められ、第4次一括法の成立により地方分権改革も一区切りとなるが、地方税財源の充実・強化を図りつつ、それぞれの町村の個性を活かし、自立した地方をつくるため、住民の視点に立った真の分権型社会の実現を促すよう、引き続き、県と市町村が協力・共同して国に働きかけていく必要がある。

このことから県は、町村の実情をよく理解し、新たな局面を迎える地方分権の推進と税財源の充実が一層図られるよう、国に働きかけるとともに、共同して行動することを強く要望する。

#### (1) 地方分権改革の具体化に向けて

内閣府では、新たな局面を迎える地方分権改革のため、「提案募集方式」の導入を開始したが、地方の発意に根ざした取組みであることから、権限を持つ省庁の対応が消極的にならないよう、十分な調整を行うとともに、事務・権限の移譲に際しては、移譲に見合う所要の財源を確保するよう国に働きかけること。

また、県の緊急財政対策において、平成27年度以降も引き続き取り組むとされた課題については、これまでと同様に丁寧な説明、調整を行うこと。

さらに、道州制については国民に十分な説明がなされておらず、そのため、国民論議が深まっていないことから、国民への説明や地方自治体への協議をしっかりと行う等、慎重に対応するよう国に働きかけること。

#### (2) 広域自治体としての県の役割発揮

ア これからの少子高齢社会における行政需要の増加等に伴い、必要な財政出動が見込まれる中、自治体間の連携、協力が強く求められることから、県は広域自治体として、広域連携による共同処理の検討及び調整などについて、引き続き地域の実情に配慮しながら積極的に自治体間調整を行うことを要望する。

イ 住民ニーズの多様化や権限移譲による事務の複雑化、さらには、地方自治法の一部改正による連携協約制度の創設による広域連携の高まりなどにより、地方自治体の職員には高度で専門的な対応能力が求められている。

小規模自治体では、専門性の高い職員を確保することが困難なため「神奈川県及び市町村職員交流システム要綱」に基づき人的支援を継続的に実施することを要望する。

ウ 平成26年6月13日に公布された行政不服審査法においては、審査請求に係る裁決の客観性・公平性を高めるため、審査庁である地方公共団体の長に対し第三者機関への諮問を義務付けているが、規模の小さい町村にあつては、専門性を有する委員を独自に確保することは難しい。

また、第三者機関事務局担当部署の在り方については、審議・答申の客観性・公平性について審査請求人等の疑念を招くことのないよう、判断することが求められているが、法制執務の知識を有する職員に限られる小規模団体にあつては、原処分法制担当課が関与する場面も多く、第三者機関事務担当部署と処分担当部署の独立性を保つことは極めて困難な状況である。

このことから、第三者機関の単独設置が困難な団体への支援として、県に対し、第三者機関に係る事務委託体制の整備及び団体間調整を行うことを要望する。

エ 都道府県においては、地方版総合戦略の策定にあたり、人口推計など目標の設定や施策の方向性について、市町村間の調整や策定支援等に積極的に取り組むこととされているので、策定及び策定後の実施にあたり、県内町村の情報共有や提供等の連絡調整及び必要な支援を行うこと。

### (3) 地方財政の強化に向けた町村財政基盤の整備

地方分権・地域主権改革を確かなものとし、将来にわたって安定的で持続可能な財政構造となるよう、次の取組を強化するよう、県は、市町村とともに引き続き国に要望すること。

#### ア 地方税財源の充実

地方消費税の税率の引上げや、消費税に係る地方交付税への算入率の引上げにより、町村の税財源については一定の充実強化が図られているが、地方税体系の抜本的な改革を行い、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源が確保されるよう、国に要望すること。

#### イ 地方税制等の改正について

地方税源の確保と充実を目指し、負担の公平性及び税務事務の合理化を図るため、次のとおり措置を講じられるよう国への働きかけ及び県の取組を要望する。

##### (ア) 地方税について国に要望していただきたい事項

###### a 今後の税制改正検討にあたっての町村税財源の確保について

税制改正の検討がなされている償却資産に係る固定資産税、ゴルフ場利用税については、いずれも町村にとって重要な財源であり、仮に廃止・縮小されることがあれば、町村の財政に多大な支障が生じることを踏まえ、町村税財源の安定的な確保を図るため、現行制度の堅持、代替財源の確保を要望すること。

また、自動車取得税の廃止に伴う自動車税の環境性能課税の実施については、町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計すること、さらに、自動車重量税のエコカー減税の拡充に伴う町村財政への影響についても、同様に確実に財源補填することを要望すること。

###### b 法人実効税率のあり方について

法人実効税率のあり方の検討にあたっては、外形標準課税の拡充や課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で、所要の地方税財源を確保することを大前提とし、地方財政に影響を与えないよう働きかけること。

- c 原動機付自転車に賦課される軽自動車税の賦課徴収方法の簡素化について  
町村において登録事務を行っている原動機付自転車の税額は、平成 28 年度から改正されるが、依然として税額に比べ徴税コストが高いため、新規登録時に数年分に相当する額を賦課、徴収する制度などにより、賦課徴収に関する事務を簡素化することを国へ要望すること。
- d 固定資産税の非課税等特別措置について  
固定資産税に係る非課税等特別措置や特例措置は、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、その目的が達成されているものや特定の優遇措置がされている者及び資産については、税負担の公平の観点から見直すべきである。  
固定資産税は、町村の基幹税目であり安定的確保が必要であることから、非課税措置や特例措置の整理・縮減について国へ要望すること。  
特に、近年の農業協同組合の金融業務が肥大化し銀行業務に近づいているという実情を踏まえ、非課税措置を廃止し、信用金庫等と同じ課税標準の特例措置を講ずること。  
さらに、JR 東日本・JR 東海等の鉄軌道用地の評価についても、評価方法を見直し評価額を引き上げるよう併せて要望すること。
- e 家屋評価の簡素化等について  
現在の家屋評価方法は、専門性が高く複雑であり、所有者に理解してもらうことは容易ではなく、現地調査時においては、所有者に立会いを求めることとなるなど所有者負担も大きいことから、次の点について国へ要望すること。  
(a) 複雑な非木造家屋の評点基準表について、より一層の整理合理化を行うこと。  
(b) 家屋の評価方法が所有者の負担とならないよう、簡便な取得価格方式や平米単価方式などの導入について検討すること。
- f 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法について  
土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法は、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって複雑で理解を得ることが難しくなっている。ついては、納税者により一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう国へ要望すること。
- g 日本郵便（株）所有の固定資産に係る課税について  
地方税法の一部改正により日本郵便（株）が所有する一部固定資産に係る課税について、平成 27 年度まで課税標準額をその 5 分の 3 とする特例措置が延長された。  
ついては、税負担の公平の観点から、平成 28 年度以降この特例措置について、延長することのないよう国へ要望すること。
- h 土地・建物の適正な登記について  
固定資産税の課税では、課税客体と納税義務者を把握するために、地方税法（第 382 条）の規定により登記所は不動産登記の内容を市町村に対し通知することになっており、適正な課税・収納を図るうえで最も重要な情報となっている。  
一方、所有者が死亡した場合には、長期間に渡り名義変更が行われない場合も多

く見受けられるため、相続人の確認等、市町村の課税・収納において多大な事務量を要している。

したがって、土地・建物の名義変更が必要な場合（特に所有者の死亡）、速やかに適正な登記が行われるよう、環境整備を国へ要望すること。

i 個人住民税の現年課税について

個人住民税は所得税と異なり翌年課税となっており、課税時点の納税者の負担能力に合致しているとは言えない。特に、昨今の経済状態では雇用の不安定要素もあり、徴収の面で大変苦慮しているところである。

よって、所得税と同様に現年課税とし、源泉徴収とするよう国へ要望すること。

j 個人住民税の特別徴収の推進について

個人住民税の特別徴収については、高い収納率の確保が可能であることから、神奈川県においても市町村と共にオール神奈川で特別徴収制度の推進とその徹底に取り組んでいるが、さらに広域（県域を越えた）で足並みを揃えて制度の推進が図られるよう、広報等の支援・協力について国に要望すること。

また、特別徴収を担保する制度の構築・推進について併せて要望すること。

k 生命保険料・地震保険料の各控除計算の簡素化について

所得税及び個人住民税の生命保険料・地震保険料の各控除計算は、控除の種類ごとに計算方法が異なるうえ、同一控除の種類でも制度の新旧で控除の計算方法が違うなど、極めて複雑で申告者・納税者にとって、理解しにくいものとなっている。

このため、納税者の申告に誤りが多数生じている一方、申告所得税額、住民税賦課額への影響は軽微であり、申告・納税者の負担軽減及び審査事務の簡素化の両面から、これら各保険料控除の計算方法を統一化、単純化し、明確化することを国へ要望すること。

(イ) 地方税について県に要望する事項

a 税制改正に伴う個人住民税システム改修経費及び運営費等の適正な補助について

制度改正に伴う個人住民税システム改修費は、県民税の徴収取扱費に算定上含まれているとのことであるが、その経費は納税者数に比例しているとは限らず、町村の財政運営の大きな圧迫要因となっている。

個人住民税の4割は県民税であることを踏まえ、恒久的に発生する町村のシステム改修費や年金の特別徴収導入に伴う（社）地方税電子化協議会に対する事務運営費、システム運用関係費・ASP費用等について、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し、実施することを要望する。

b 「神奈川県地方税収対策推進協議会」による個人住民税特別徴収推進の取組みについて

地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者は、従業員の住民税も特別徴収することになっている。

県においては、平成28年度、県内全事業所を対象に従業員の住民税を特別徴収することを目標に、県内市町村との協力体制のもとで、推進しているところである。

そこで、「神奈川県地方税収対策推進協議会」として、県内全事業所からの個人住民税の特別徴収がスムーズに進むよう、県内全事業者並びに各関係機関等に対して、個人住民税の特別徴収制度について、周知徹底、協力要請を行うこと。

さらに、各県税事務所所管区域内での働きかけもお願いしたい。

c 神奈川県税務職員短期派遣制度の継続実施について

神奈川県で平成 19 年度から実施している町村への県税務職員短期派遣制度は、収納率向上と困難事案等の解消、県・町村の自主財源確保に多大な効果を上げているほか、町村税務職員の意識高揚、町村税務行政全体のレベルアップに非常に高く貢献しているところである。

については、平成 28 年度以降についても、県税務職員短期派遣制度を継続実施することを強く要望する。

ウ 地方交付税改革の推進

地方交付税については、社会保障と税の一体改革に伴い、一定程度充実されたが、必要な行政経費がしっかり確保されるよう、特別交付税のさらなる見直しを含め、交付税制度の抜本的な改革に向け、次の事項を国に要望すること。

- (ア) 地方交付税を「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入れの廃止をすること。
- (イ) 地方交付税は地方の固有財源であることから、地方公務員の給与削減、特に地域手当相当額を特別交付税から全額減額する制度について、地域手当の設定の改善及び制度自体の改正を早急に行うこと。
- (ウ) 特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかかわらず財政需要が生じるものであるため、財源保障措置を講ずること。
- (エ) 減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講ずること。
- (オ) 地方消費税の税率引き上げに伴い地方消費税交付金は増額されているが、増額分については普通交付税算出時の基準財政収入額への算入率が 100%であり、普通交付税交付団体においては実質的な収入の増に繋がっていない状況であるため、増額分の算入率についても 75%算入とするよう、国に要望すること。
- (カ) 臨時財政対策債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、後年度に財源措置をすとした臨時財政対策債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

また、臨時財政対策債制度については、地方交付税総額を法定率の引き上げ等により確保し、速やかに廃止すること。

エ 地方超過負担の解消

地方の国庫補助・負担事業において国庫補助・負担金の割落としの傾向があり、地方の超過負担が未だに解消されず、国と地方の財政秩序を乱し、地方財政を圧迫する要因となっている。特に、私立幼稚園就園奨励費国庫補助金については、補助対象経費の

1/3について国庫補助金が交付されることとなっているものの、現状では補助率の70%程度を乗じた額の交付となっている。

については、国において適切な財源措置がなされ、地方の超過負担が解消されるよう、働きかけること。

併せて、廃止された補助金に対する補てんや新たな施策等の財源として行われる「交付税措置」についても、不交付団体にとっては財源を伴わない施策の押しつけであり、地方のやる気をそがないよう適切な施策展開と財政措置を行うよう国に要望すること。

#### オ 東日本大震災被災児童の修学援助の継続実施について

東日本大震災により被災し、経済的な理由で就学困難となった児童生徒に対して、市町村が必要な就学援助を行った場合、県では、国の臨時特例交付金を財源として、就学援助に係る費用の10/10の補助を行っているが、本事業は、平成24年度から平成26年度までの時限措置とされていることから、平成27年度以降も本事業を継続できるよう、臨時特例交付金の延長について、国へ働きかけること。

#### カ 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、制度改正に伴い、事務負担の軽減や小規模自治体の救済強化が図られているが、補助メニューにおいて小規模自治体が活用できるものが少ないことから、神奈川の魅力を広域的に高めるような効果が見込まれる事業や生活道路や集会施設などの地域住民に身近な生活関連施設の整備などにも活用できるよう、引き続き、制度の充実を図るよう要望する。

また、公共施設の改修等には多額の費用を要するが、施設統廃合事業の補助には地方公共団体での上限があり、十分な補助制度となっていないことから、こうした事業にも活用できるよう、補助内容を強化すること。

### (4) 県西地域活性化プロジェクトの推進について

神奈川県が平成26年3月に策定した「県西地域活性化プロジェクト」では、県西地域において未病を治し、住む人や訪れる人の健康長寿を実現するとともに、未病を治す様々な地域の魅力をつなげて産業力を高め、自然と命、世代が循環する地域づくりを進めることで、地域経済の活性化を図ることとしている。

しかしながら、県西地域は規模の小さな自治体が多く、それぞれの市町の個別の施策展開だけでは、様々な地域の魅力をつなげ、地域経済の活性化を図ることは、困難であることから、次の事項について要望する。

ア 県西地域活性化プロジェクトに位置付けられた市町の区域を越えた横断的な施策については、プロジェクトの策定主体である県が自らの責任において主体的に取り組むこと。

イ 県西地域活性化プロジェクトに位置付けられた施策を展開する市町に対する財政支援について、市町のニーズに見合った十分な予算措置を講じるとともに、当プロジェクトで目指す「未病を治す」ことの実現には長期にわたる取組が必要であるので、継続的な支援を行うこと。

ウ 県西地域の住民や訪れる方への周知啓発促進のため、未病月間等推進事業交付金の拡

充を図ること。

#### (5) 地方議会議員年金制度の廃止に伴う予算措置について

地方議会議員年金制度は、「平成の大合併」により町村数と町村議会議員数が激減したために、平成23年6月1日をもって廃止となった。制度廃止に伴う経過措置として給付に要する費用は普通交付税に算入されているものの、不交付団体にとっては、全額一般財源による対応となっており、財政負担が重くのしかかっている。

については、予算措置は普通交付税措置によるのではなく、特別な交付金（特別交付税等）として、全地方団体が等しく確実な財源措置となるよう国へ要望すること。

#### (6) 公契約基本法の制定について

厳しい財政状況下、受注競争の激化に伴う低価格入札等により、そのしわ寄せとしてそこで働く人の低賃金化や非正規雇用化などの問題が顕在化してきている。

そうした中、様々な労働者団体において、公契約基本法・公契約条例制定を求める動きが見られるが、契約の相手方は全国の事業者が対象となるとともに、低価格契約がもたらす低賃金や非正規雇用などの問題は、一自治体で解決できるものではなく、国が法律により統一的に規定し、地方が条例により地域の実情に応じて対応することで解決できるものである。

こうしたことから、公契約に従事する労働者の公正な労働条件と公契約に係る業務の質を確保するため、公契約に関する基本法を制定し、基本的事項の統一化を図るよう、国へ働きかけるよう要望する。

#### (7) 公共施設等総合管理計画の推進に係る財政支援について

公共施設等総合管理計画を推進するにあたり、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となってきた。

この管理計画に基づき、施設の廃止を検討した場合、利用者等への代替え措置として施設の統合が不可欠となるが、施設の除却をする場合は、地方債の特例措置が創設されたが「一般単独」区分となっており、また新規の施設等を建設する場合は、国庫補助及び起債制度の適用もないことから、地方公共団体は多額の負担をおうことになる。

については、公共施設等総合管理計画の着実な推進及び市町村による適正な施設の統廃合が円滑に進められるよう、統合施設等の建設にあっては、新たな国庫補助制度の創設を国に対し働きかけるよう、強く要望する。

#### (8) まち・ひと・しごと創生について

急速な少子高齢化の進展や人口減少に的確に対応し、各地域の特性を活かした、住みよい環境を確保することを目的として平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施

行された。

この法律に基づき、各自治体においては、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を平成27年度中を目途に策定することとされたが、それに伴う交付金の交付スケジュールは期限が短いうえ、情報が十分に示されない状況になっている。

また、交付金の使途は各地域の実情を踏まえた自治体の判断に委ねられるとしながらも、必ずしも使い勝手のよいものにはなっていないのが実情である。

そこで、地域の実情に合致した効果的な戦略策定ができるよう、対象施策や事業を幅広く認めることなど、地方自治体にとって使いやすい制度とするとともに、交付金額をはじめ戦略策定に必要な情報を迅速に示すよう国への働きかけを要望する。

## 2 防災対策の充実強化

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から4年余りが経過し、県内各町村もこの震災を教訓に、現在、様々な防災・減災対策の充実、強化を図っているところである。

しかしながら、これまでの対策をさらに進め、住民と連携しつつ総合的な防災対策を強化していく必要があるが、財政基盤の弱い町村では十分な対応が困難なため、県は次の事項について積極的な支援措置を講ずるよう強く要望する。

### (1) 原子力災害対策の一層の強化

#### ア 原子力災害における避難者対策について

県内には多くの住民が原子力災害により、住むべき我が家に帰宅できず、困難な日々を過ごしている。県は、国に対し、原子力災害で避難している方が一日でも早く帰宅できるよう、万全の措置を講ずるよう申し入れること。

#### イ 放射能のモニタリングの強化

県内全域にわたる大気、飲料水、海水、土壌等のきめ細かい放射能測定や監視について、引き続き、県が広域的に実施すること。

#### ウ 学校や保育施設等への測定支援

学校や保育施設等に対するグラウンドやプール等及び学校給食の測定について、県は小規模自治体に対し基準値の測定、測定器具の補助等引き続き支援体制を維持すること。

#### エ 農産物等食品に対するモニタリングの強化

消費者の不安を払拭するため必要な農産物等食品に対しても測定体制を強化すること。

県で実施する放射能検査の対象地域や対象作物の拡大等により、農家が安心して生産出荷できる検査体制を推進し、併せて、使用制限のある植物性堆肥や農畜産物の放射能検査に係る費用を助成すること。

さらに、消費者が持ち込む食材の放射能測定を小規模自治体であっても実施できるように、必要な支援策を講ずるよう国に働きかけること。

#### オ 風評被害への対応

足柄茶を始めとする県産品や県内観光地の風評被害に対し、引き続き、適切な対応と防止策を講ずること。

なお今後も、国の指針に基づき、足柄茶の放射能検査を実施し、その結果を広く公表するなどの対応策を講じ、足柄茶の風評被害を完全払拭し、ブランド力を回復させるためのキャンペーンや各種支援策を継続的に実施し、足柄茶の販売促進、理解促進を図ること。

#### カ 原子力災害対策に対する補償への対応

今回の原発事故に起因するすべての被害に対し、確実に早急な補償が行われるよう県としてしっかり申し入れること。

## (2) 火山対策について

全国各地の火山活動が活発化し、地域住民の不安が高まる中、火山噴火による被害を最小限とするため、監視観測体制の充実化、実践的な防災対策の実現を図るよう要望する。

また、風評被害については、地域全体が噴火の危険があるという過剰な情報により、地域経済に極めて大きな影響を及ぼすことから、自治体に対する融資等の実施については、国、県が緊密な連携を図り、緊急に対応されるよう要望する。

## (3) 津波対策の充実強化

### ア 津波浸水想定について

県では新たな津波浸水予測を行い、平成 27 年 2 月に津波浸水想定検討部会でまとめた最大津波を、津波新法に基づく「津波浸水想定」として発表した。この結果、大磯町及び二宮町では相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）により 3 分で最大津波高 17.1m の津波が押し寄せ、大磯町の浸水面積は平成 24 年 3 月公表の 0.6 km<sup>2</sup> から 1.60 km<sup>2</sup> に、二宮町では 0.1 km<sup>2</sup> から 0.4 km<sup>2</sup> に拡大した。

今後は新たな津波浸水想定を踏まえ、県と市町が連携して、津波による災害から住民等の生命を守るための対策に取り組むことになっているが、なかなか具体策が見えていない。町においても、今後、新たな想定に基づき津波対策に取り組むことになるが、ソフト対策だけでは対応しきれないことが考えられ、避難訓練等にも影響する。

については、県においては、海岸保全施設の整備などハード面での必要な対策を講ずるとともに、ソフト面においては、県と沿岸市町が共通認識を持ち連携して効果的な対策を進めていくため、必要な情報の提供を要望する。

### イ 津波浸水対策への財政支援

津波から人々の生命財産を守る防潮堤などの整備や、避難施設、避難誘導標識の設置等の整備を図る場合には、引き続き十分な財政支援措置を講ずること。

## (4) 地震等防災対策の充実強化

### ア 直下型地震等対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの切迫性の高い地震に対する地震観測網及び地震予知研究体制を強化、充実すること。

また、大規模地震防災・減災対策大綱に盛り込まれた具体的対策を着実に推進すること。

さらに火山の噴火やゲリラ豪雨による水害等の大規模災害の発生が懸念されることから、住民の生命、身体、財産を守るために必要となる災害対策を強化すること。

### イ 市町村減災推進事業費補助金の充実

東日本大震災を受けて設けられた「市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金」が昨年度をもって終了となり、新たに標記補助金が設けられた。当該補助金については、消防団資機材や街頭消火器などの整備について 1/3 の補助がされることとなった一方で、防災備蓄資機材が補助対象から外れることとなったが、備蓄資機材等については、今後も継続的に整備する必要がある。

については、地域住民の安全・安心を確保するため、市町村減災推進事業費補助金において、補助対象の拡大や補助率の拡充など、柔軟で持続性のある支援体制を確立するよう要望する。

#### ウ 防災行政無線のデジタル化に対する国庫補助事業の創設

市町村では、有事の際における住民等への情報伝達手段として、防災行政無線（同報系・移動系）を整備しているが、平成 34 年 5 月末に現在のアナログ方式が廃止となり、市町村で所有している防災行政無線については、全てデジタル方式へ移行する必要があるが生じる。

このため、今後多くの市町村で整備工事が見込まれる防災行政無線のデジタル方式への移行に伴う統制局や屋外子局などの工事費に対し、平成 23 年度から緊急防災・減災事業として起債充当率 100%、交付税措置 70%の仕組みが確立されているが、この事業とは別に防災行政無線のデジタル化に対する国庫補助事業の新設、または、補助事業の拡充について国への働きかけを要望する。

#### エ 消防力強化のための施策の充実・強化

災害の大規模化、多様化、複雑化が危惧される中、引き続き消防力の維持、強化を図ることが必要となっており、市町村が財政負担の平準化を図りながら、計画的に消防車両の更新、消防水利の設置、消防救急無線のデジタル化を行えるように、補助制度等の財政支援策を講ずること。

また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定に鑑み、消防団員の被服類を含めた資機材の強化、消防団配備車両の計画的な更新、消防団待機所の改修・建替え等新たな補助メニューの創設等財政支援を講ずること。

さらに、同法の規定に沿い、消防団員の確保に苦慮する町村部に対する神奈川県職員の消防団への積極的な加入促進を図るよう要望する。

#### オ 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の更なる充実と県の上積み助成を引き続き要望するとともに、完成時に移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけること。

#### カ 耐震改修促進法改正に伴う市町村補助事業への支援

県における大規模建築物の耐震化に対する補助制度は平成 27 年度までとなっているが、平成 27 年度に事業着手した事業者負担の軽減を図るため、平成 28 年度中に事業完了する施設についても補助するよう制度の延長を要望する。

#### キ 建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和 40 年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

#### ク 土砂災害対策の充実について

近年の異常気象等により大規模災害が増加傾向にあり、その中で土砂災害警戒区域等の周辺に住んでいる住民は大変、不安を抱いており、これらの対応に町村は大変苦慮をしている状況である。特に山間地域にある町村においては、土石流やがけ崩れに関する土砂災害警戒区域等が多数存在し、人家をはじめ学校や福祉施設、集会施設や防災拠点となる公共施設までもが警戒区域内に位置している状況となっている。

こうしたことから、県の役割として、土砂災害警戒区域等を早急に指定し、当該区域へのハード整備を確実に進めるとともに、整備にあたっては自治体ごとの優先度も十分考慮して選定するよう要望する。

#### ケ り災証明発行業務に係る自治体職員の評価技術の強化について

り災証明は「被災者生活再建支援法」において「当該世帯が被災世帯であることを証する書面」として規定され、地震等の災害における補助制度である生活再建資金の手続きに必須となる証明書である。自治体が、り災証明を発行するにあたっては、担当職員が迅速かつ正確に被害状況を調査・評価することが重要であるが、現状では職員の知識・経験も乏しく被災家屋のランク付けも困難な状況である。

このため、自治体職員の被害状況の評価技術向上を図るため、県において早期に研修会を開催されることを要望するとともに、統一的な準則の技術的助言作成について、引き続き、国へ働きかけることを要望する。

### (5) 相互支援体制の実効性の向上

#### ア 地域県政総合センターの機能強化

平成 24 年 3 月に「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結し、オール神奈川での相互支援による防災体制の強化を図ることとしたが、地域ブロック内外の相互支援の核となる地域県政総合センターの機能向上により、相互支援体制の実効性向上に更に努めること。

#### イ 地域ブロック単位での県市町村合同訓練の実施

相互支援体制の実効性を高めるため、引き続き、地域ブロック単位での県市町村合同訓練を実施すること。

### (6) 市町村消防防災力強化支援事業費補助金制度の延伸について

大規模な震災等に備え、木造住宅の耐震診断・耐震改修が急務となっている。県の計画では、耐震化率を平成 27 年度までに 90%、さらには平成 32 年度までに 95%の目標を掲げているが、町村における耐震化率は低く、とりわけ木造住宅の耐震化は遅れている状況にある。

緊急輸送路沿道の家屋について優先的に行うこととされているが、国の補助金（社会資本整備総合交付金）の率も要望している額よりかなり下回っている。

今後、更なる木造住宅の耐震化率の向上を図るためにも、現行の補助制度の延伸を要望する。

## (7) 戸別に防災情報の取得が可能な防災ラジオ等の仕組みの普及促進について

市町村では、災害時に速やかに住民に情報を伝達するため、同報系防災行政無線の整備を行い維持管理に努めてきた。しかし防災行政無線放送は屋外に設置されたスピーカーから音声放送により情報伝達を行う仕組みであるため、悪天候時や昨今の住宅の気密性等の向上に伴い、屋内での聞取りには限界があり、住民からは防災行政無線放送が聞き取れないとの指摘がされるようになっている。

住宅内での情報取得を可能にするためには、「戸別受信機」や「防災ラジオ」の手法があるが、戸別受信機の場合は、起伏のある地形では同報系防災行政無線の電波の受信状況が厳しく、戸外に受信用アンテナの設置工事を行うなどの負担が生じる。

また、従来のポケットベルの電波を利用した防災ラジオの場合は、既存のサービス提供区域外では、送信局設備の設置と維持が必要となり、行政に高額な負担が生じることから、導入に際し非常にハードルが高くなっている。

県では平成 27 年 1 月 26 日に、市町村向けに新たな防災ラジオの仕組みとして「V-Low マルチメディア放送」についての説明を行った。現在はまだサービスが開始されていないものの、このシステムでは住民がシステム使用料を支払う必要がなく、送信局設備も運営会社が整備を行うことから、町では費用対効果を検証し導入の検討を行っているところである。

このため、県は市町村と協力し、戸別に防災情報等が受信可能な仕組みについて研究を進めること、また、戸別受信機や防災ラジオの購入費用のほかに、戸別の受信装置向けに市町村が整備を行う施設等について、県の補助金が充当できるようにすることを要望する。

### 3 快適な生活環境の整備促進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっている。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項についてあらためて国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望する。

#### (1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう引き続き国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう一層強力な指導を働きかけること。

#### (2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を一層強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを引き続き国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法については、

ア 容器包装リサイクル法の施行以来、リサイクルは進展したが、容器包装廃棄物の排出量は減っていない現状を踏まえ、容器包装廃棄物の発生抑制と再資源化に向けて、事業者には拡大生産者責任の観点から簡易包装化の推進を徹底させるとともに、地域住民が分別排出しやすいよう、分別・リサイクルが容易な製品開発を義務づけるなど、生産、消費、廃棄の過程において資源がより一層容易に循環するシステムを構築するように業界へ指導することを国に働きかけること。

また、容器包装廃棄物の再資源化のために市町村が行う分別収集に係る費用が、事業者が負担する費用に比べ多大となっていることから、費用負担のあり方について見直すよう国に働きかけること。

イ プラスチック製容器包装の品質基準において異物扱いとなっている自治体の指定袋などについては、プラスチック製容器包装と同一素材であれば分別基準の適合物として取り扱うよう(財)容器包装リサイクル協会に働きかけること。

また、プラスチック製容器包装廃棄物については、形状や素材が様々であるため見分けが困難であり、汚れや異物が取り除きにくいいため分別排出に対する協力が得られにくい状況にあることから、識別マークを大きくするなど判別基準を明確にするとともに、形状や素材の単一化や、汚れや異物が簡単に取り除くことができる製品開発などを促進するよう業界に指導することを国に働きかけること。

ウ 容器包装以外のプラスチック製廃棄物についても、容器包装リサイクル法と同様に資源化が図られるように制度を創設するよう国に働きかけること。

エ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第4条第1項では、国の責務として、使用済小型電子機器等を分別・収集やその再資源化を促進するために必要な資金の確保について規定がある。

また、分別等を行った使用済小型家電については国が認定した事業者等へ有価で引き渡すこととなっているが、市町村が行う処分費用を賄えるだけのものではなく、事業の推進とともに市町村の負担が増大するものとなっている。

このことは、県内市町村による使用済み小型家電回収への取組みが遅れている一因となっていることから、国の責務として、法第4条第1項に定める財源措置を確実に講ずるよう国へ働きかけるとともに、県費における支援体制の構築を要望する。

### (3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう引き続き国に要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となっている施設の整備等に対しても、財政措置を講ずるよう引き続き国に働きかけること。

### (4) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を費やしている。

回収する不法投棄物については、事業者が排出する産業廃棄物が多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項の規定で「産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない」と県の責務が明記されていること、また、現在町村が回収を行っている区域は、県管理の河川区域であることも踏まえ、事業の実施に対し十分な財政措置を講ずるとともに、県の主導による不法投棄対策を要望する。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを引き続き強化するとともに、不法投棄防止用のフェンス設置、さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美化意識の醸成にさらに積極的に取り組むこと。

#### (5) 海岸漂着ごみ処分に対する支援

平成 21 年 7 月に海岸漂着物処理推進法が施行されたが、依然として、海岸線に漂着するごみの量は莫大であり、河川の上流域から流れてくる流木等が多く、その処理を沿岸市町が負担するのは、不公平である。

県においては、処分費用に対する応分の負担制度として「海岸漂着物等対策事業費補助」を創設したが、当初は国の補助金に基づく平成 26 年度までの 2 年間の期限付き補助制度であった。

その後、平成 27 年度も同事業が実施されることとなったが、単年度事業であるため、国・県ともに応分の負担をするような恒久的な支援制度を早急に確立することを要望する。

## 4 地域情報化施策の推進

### (1) 携帯電話電波塔及び公衆無線 LAN 網設置の促進について

携帯電話又はスマートフォンは、生活の必需品となってきた。ことに生活に限らず、自然回帰志向などを背景とした観光客や登山客などの緊急時の連絡のために利用することも多くなっているなか、平成 28 年から 8 月 11 日が国民の祝日として「山の日」となることから、救助する側と登山者との連絡体制を強化するため、観光地にも携帯電話網及び公衆無線 LAN 網を整備し、ユーザーのニーズに応える必要がある。

については、各企業の携帯電話アンテナ基地局の増設及び公衆無線 LAN 網の整備については、県立自然公園や国定公園を管理する県で積極的に対応され、山間地域の景観保持と各企業のカバーエリアの拡大又は公衆無線 LAN 網の整備を、県で取り組むよう要望する。

### (2) 法改正等に伴う制度変更による情報システム開発・改修のための財源措置等

近年、いわゆるマイナンバー法の公布等、国の施策に起因する制度の創設・変更による情報システムの開発・改修が大変多くなっており、町村における財政的、事務的負担も増えていることから、次の事項の実現を図られるよう、国に要望すること。

また、県は国からの情報を市町村だけでなく、システムの共同運用をしている神奈川県町村情報システム共同事業組合などの関係団体にも提供されたい。

ア 国庫補助金等の支援制度では、広域連携を推進する観点からも、市町村だけでなく、その業務を共同して処理する一部事務組合も直接の補助対象とすること。

イ 情報システムの開発・改修に伴う経費は、実態に見合うものとなるよう、適正な財政措置を講ずること。

ウ 国が情報システムの開発・改修に伴う経費に対する補助金の内示を行う際には、その積算設計書を示すこと。

エ 情報システムの開発・改修に伴う経費は、作業完了後、速やかに委託業者に支払いができるよう、補助金の概算払い制度を活用できるようにすること。

なお、国からの財源を受けて、県が設けた基金などによりシステム改修する業務について、その交付が出納閉鎖期間近くまで支払いが遅れているので、これを改善すること。

オ 町村においては、執行体制が必ずしも盤石とは言えないため、国の施策に起因する制度の創設・変更等については、極力、町村の過重な事務負担とならないよう配慮すること。

カ システム改修費について議会への予算議案の提案等に支障が生じないよう、適宜、適切な情報提供を行うこと。

## 5 自然環境の保全と産業の振興

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されている。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られている。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置をあらためて強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望する。

### (1) 自然環境の保全

本県は、神奈川の屋根・丹沢、そして太平洋に連なる相模灘を有しており、美しい自然環境に恵まれている。また、箱根をはじめとする各地では、その景観等を活用して観光振興がなされている。

森林などの自然環境の保全は、水や空気を育み、地球温暖化対策の推進、二酸化炭素排出抑制にも寄与している。そのため、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割は大きい。

よって、県はこれらを十分に勘案し、積極的に治山事業、森林整備事業を展開すると共にその整備財源としての地方税財源の確保を図ることを国に要望すること。

### (2) 新エネルギー導入促進について

ア 小水力・バイオマス・太陽光・風力等の地域資源を活用して、再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、財政的支援だけでなく、許認可に関連する技術的支援を充実すること。

イ 総合的な新エネルギー施策の展開として、間伐材や林地残材などを県が進めている環境、エネルギー政策に積極的に利用し、水源環境林の保全・再生と再生可能エネルギーの推進を共通の取組みとして早期に検討すること。

また、水源環境税について次期5ヶ年計画では、間伐材や林地残材のエネルギー施策への利用が可能になるよう要望する。

ウ 再生可能エネルギー等の普及拡大を図るため、国に対し、エネルギー基本計画を早期に見直し、具体的な導入目標の設定や達成に向けたロードマップの作成、太陽光発電の買取り区分を規模に応じて設定するなどの固定価格買取制度の効果的運用等について、引き続き要望すること。

また、家庭用新エネルギー導入の促進は、地球温暖化防止に向けたエネルギー政策の一環として、重要であることから、広く導入が図れるよう、国庫補助の上限額の引き上げ、補助対象経費の拡充など財政支援の充実強化を国に要望すること。

特に、家庭用燃料電池システム（エネファーム）を広く普及するにあたり、設置者負担額の低減のため、国庫補助、県補助の引き上げを要望する。

さらに、分散型エネルギーの構築に向けて、県は、HEMS（Home Energy Management

System) を組み合わせた省エネ機器等様々なメニューの補助を継続されており、今後も市町村への情報提供を図りつつ、助成について継続されるよう要望する。

### (3) 森林資源の活用

#### ア 森林に対する国民的支援の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源制度を創設・導入する必要がある。平成 24 年 10 月から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されているが、その税の使途に森林吸収源対策等を追加するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ強く働きかけること。

#### イ 森林の保全

林業の低迷、林業就業者の減少や高齢化のために、森林の荒廃や水資源の確保が懸念されている。そこで、森林施業の担い手である森林組合等の資本装備の増強を図り、これに対する財政・技術的支援をさらに強く推進すること。

また、一部の山林では外国資本による買収が行われているが、実態の把握は困難である。平成 23 年 4 月の森林法改正により、地域森林計画対象の民有林については新たな届け出制度が創設されたが、この制度を適正に運用し、無届伐採が行われた際の伐採中止や伐採後の造林命令などを、市町村が行えるように、県は十分な支援を行うこと。

#### ウ 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、広域的な影響の評価を条件に、保安林の指定、解除の権限を市町村に移譲することや解除要件の緩和について、森林法の改正も働きかけること。

#### エ 森林整備事業の新たな入札参加要件(木材搬出実績)の廃止等

神奈川県では、水源環境税を活用し撫育のなされていない森林の整備を図り、県土保全、水源涵養等、多面的機能を保持しようと努力をされている。

その森林施業は、地元の森林組合等に入札発注されているところだが、平成 26 年度から一部の地域で、その入札参加要件として「年間 50 m<sup>3</sup>を超える木材搬出実績」が定められた。零細な森林組合では、大きなハードルで、場合によっては入札の参加ができなくなることが危惧されている。

そのようなことから、森林施業の中核的担い手としての零細な森林組合を育成する観点からも、全ての入札に参加できるよう、新たな要件「年間 50 m<sup>3</sup>を超える木材搬出実績」を廃止若しくは緩和されるよう強く要望する。

#### オ 水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、全県統一した標準単価による補助のみでなく、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

#### カ 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、県産木材の利用を一層促進するためには、公共施設に限らず一般住宅など対象を拡大する必要がある。ついでには、森林木材利用の促進に向け、必要な措置を講ずるよう国に強く求めるとともに、県として一層の努力をすること。

#### キ 水源環境負担軽減の取組の強化

水源環境負担軽減の取組の強化かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画では、水源環境負荷軽減への取組として、県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進が事業化されており、水源環境の負荷軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講ずることにより、その効果を一層発揮するものである。

ついでには、次期計画の策定に当たっては、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地域がダム集水域のみとなっている水源環境保全・再生市町村交付金について、水源林地域への対象の拡大を確実に実現すること。

### (4) 農業の振興策

農業者に対し、農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が推進されているが、経営面積の小さい本県の農業経営の実態や地域の振興に即した独自展開が求められている。そのため、野菜や果実などの畑作を中心とした小規模複合経営である都市農業の経営の安定化も図られる制度を創設するよう国に引き続き要望すること。

### (5) 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、猟区設定等を積極的に実施しているが、ニホンザル、シカ、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加している。ついでには、現在の施策の効果をよく見極め、ニホンザル、シカの個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずるため、次の事項を実現すること。

ア 広域的に移動するニホンザル、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であることから、県においても積極的な捕獲等適正な管理施策を実施するとともに、次の広域的な体制を早期に確立すること。

(ア) 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進

(イ) 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化

(ウ) 捕獲後のニホンザル等に関する広域体制の確立

(エ) 有害鳥獣が人里や人家に近づかないようにする新たな忌避効果の実証研究とそれに関わる国への働きかけをするとともに、ニホンザル、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の有害鳥獣による被害に対処するために、町村が支出をしている当該経費について、交付金への移行により交付率を2分の1と増額されたが、補助率拡大等、さらなる財

政支援を要望する。

イ 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林（広葉樹）施業を積極的に推進すること。

ウ 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の継続的な予算確保と防止柵更新等、補助対象の拡充。

エ 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の継続実施。

また、農作物に対する農業災害補償制度の対象範囲拡大を引き続き国に働きかけること。

オ シカの将来的な捕獲頭数が減少すると見込まれているが、将来的な計画等を策定したいと考えていることから、生態調査の再調査を実施すること。

## (6) 外来生物被害対策に対する支援について

ア アライグマ、タイワンリスなどの外来生物により、生活や農業、生態系にまで渡る被害が深刻化している。

これらの外来生物の駆除について、県は町村に対して財政支援を含め、対策を積極的に推進すること。

また、外来生物による被害を防除するため、次の事項について実現すること。

(ア) 特定外来生物であるタイワンリスは、生きたままの運搬が禁止されているため、防除実施計画を持たない市町村では捕獲などの対策の障害となっている。また、ニホンリスとの個体競争も懸念されるため、早急に県全域を対象とした防除実施計画を策定し、対策を講ずること。

(イ) タイワンリスはアライグマよりも行動範囲が狭く、市街地にあまり侵入しない分、捕獲は困難である。平成 26 年度、葉山町の町有緑地等での捕獲を実施したところ、アライグマ 4 頭、タイワンリス 49 匹が捕獲された。県が所管する公園や緑地にも、多くのタイワンリスやアライグマが生息し周辺への供給源となっている可能性がある。

県では平成 27 年度予算において「特定外来生物対策事業費」として 91 万円計上し、県西地域や横浜市の一部で捕獲を実施しているが、他の地域においても県独自で捕獲を実施すること。

(ウ) 外来生物の被害は市町村規模に関わらず発生するため、補助金は一律の割合ではなく、被害状況や防除の取組によって上乘せし、町村要望額分の補助金の確保を図ること。

イ 動物福祉や、感染症拡散予防の観点から、捕獲個体の殺処分は安楽殺が望ましいが、そのためには一定の施設や獣医師の協力が必要である。

また、焼却炉の規模によっては殺処分後の死体の焼却もできないため、これらの処分を業者委託している市町村が多い。委託料削減のためにも、受け入れ先の確保や受け入れ体制の整備をすること。

## (7) ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多大な吸血被害を受けている。

また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなっている。

これまでの研究内容や各助成制度を踏まえて、現段階で実施可能な効率的で効果的な対処方法について、市町村とともに継続的に取り組むよう次の事項について実現すること。

ア ヤマビルの駆除、防除対策の更なる研究と生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効果調査研究などの情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策事業に対する県の財政的支援の継続・拡大を図られたい。

イ ヤマビルの生息域が拡大し、住宅地域や観光客にまで被害が及んでいることから、ヤマビル被害撲滅に向けた活動に対する補助事業の拡充と県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえた抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等を早急に県として講ずること。

## 6 観光の振興

### (1) 県内の観光の推進について

県では、平成 24 年 3 月に策定された「かながわグランドデザイン実施計画」のプロジェクトの柱の一つとして「人を引き付ける魅力ある地域づくり」を掲げている中、県内市町村においても国内観光客誘致と合わせ、インバウンド観光の推進を図っているところである。

また、更なる観光施策の充実を図るため、平成 26 年度に引き続き、今年度においても「新たな観光の核づくり促進交付金」制度を継続したところである。

特に、2020 年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、訪日観光客の増加が見込まれることから、神奈川県の魅力を高め、県全体を観光地とした快適な観光環境を更に提供し続けていくことにより、海外からの誘客活動を加速化していく必要がある。

そのためにも、海外からの観光客に対応した外国語案内板の設置や情報通信環境などのハード面・インフラ関連の整備を県全域で推進していくとともに、観光産業における人材育成などのソフト面への具体的支援や協力を要望する。

また、交付金制度については、今後とも継続するとともに、事務等の簡素化を含め使いやすい交付金とすること、また、民間施設の公衆用無線 LAN 環境導入に対する支援、助成等についても要望する。

さらに、県管理地である観光地の施設整備について、積極的な整備を、併せて要望する。

### (2) 自然歩道等の環境整備の促進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているほか、平成 28 年から国民の祝日として「山の日」が施行され登山者の増加が想定されることから、幅広い年齢層に対応できる安全で快適な自然歩道等について引き続き着実な整備を進めることを要望する。

### (3) 国家戦略特別区域による規制緩和について

国家戦略特別区域及び区域方針において東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化の規制改革事項として「外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】」が掲げられ、戸建て住宅（空き別荘）や集合住宅（空きリゾートマンション等）を活用した外国人施設経営事業の実施が想定される。

しかしながら、観光を基幹とする町村においては、規制緩和により宿泊事業を生業としている旅館・ホテル等への影響も考えられること、また、昨今の国際的なテロの発生状況を鑑み、安全で安心な観光地づくりという点で懸念があることから、国家戦略区域会議や区域計画の策定時は、衛生面や治安面での住民福祉の確保に配慮するよう要望する。

#### (4) 御殿場線 ICカード導入について

富士山が平成 25 年 6 月に世界遺産に登録されたことをはじめ、2019 年のラグビーワールドカップの開催、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催により、国内外からこの地域へ訪れる観光客は、東名高速道路に限らず、JR 東海・御殿場線を利用される方が増え、観光振興が図れるものと期待する。

しかし、鉄道乗車時に多く使用されている IC カードが御殿場・国府津駅間で利用できず、観光客だけでなく日常生活で利用する方にとっても、不便を強いられている。

富士山の世界遺産登録等を契機に、観光振興を図る観点から、また、生活関連利用者の利便性の向上を図るため、静岡・山梨・神奈川三県サミットにおいて合意がされた IC 乗車券が広域的に利用できる環境整備に向けて、県を跨る広域的な取組みとして、県が主体的に鉄道事業者や国に対し働きかけを行うよう要望する。

## 7 福祉施策の充実

### (1) 安心して出産・子育てのできる環境の整備

保育所及び放課後児童クラブの新設や運営費に対する補助については、財源不足などを理由として短期間に限定することや、執行率抑制等の措置をすることなく、待機児童が未だ多い現状を勘案し、安定した制度とすることを要望する。

さらに、出産後の雇用の支援や保育環境の充実など、安心して出産・子育てができる環境を整備することを要望する。

### (2) 「子ども・子育て支援新制度」について

平成 27 年 4 月から新制度が本格スタートしたが、1 号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国統一費用部分（国 1/2、県・町各 1/4）の他に、公定価格の 27.5% にあたる地方単独費用部分（県・町各 1/2）が設定されており、地方に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけを要望する。

また、待機児童対策を進めるためには、保育士の確保が大きな課題であるため、保育士の人材育成への支援や私立・公立を問わず、人件費等に対する補助について、柔軟な国の支援体制の確立を要望する。

### (3) 子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金の交付額について

平成 27 年 4 月 13 日に発出された、平成 27 年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付要綱により、交付額の算定方法が示されているが、平成 26 年度は交付率が 10/10 であった算定方法に基準額が設けられている。

また、この子育て世帯臨時特例給付金の制度は、消費税率引上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行うことを趣旨として国が実施するものであり、これに伴い、発生する費用については国が負担すべきものである。

については、平成 26 年度と同様に 10/10 の補助となるよう国に働きかけていただくよう要望する。

### (4) 児童福祉の充実

児童手当法の改正に当たっては、国と地方の協議の場を通して、国と地方の負担割合について合意に至ったが、扶養控除の廃止によって子育て世帯の負担が増加する場合もあり、持続可能な制度となるよう、今後、さらなる改善を図るよう、国に働きかけるとともに、県においても次の事項の具現化を図るよう要望する。

ア 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、最近では深刻な内容のケースが多く、迅速かつ適切な対応が重要となっているが、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関与することが困難である。児童福祉司等の専門職の確保が不可欠であることから、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

イ 県の単独補助である民間保育所運営費補助金については、平成 21 年度より開所時間加算や障害児保育加算等が段階的に廃止されるとともに、平成 22 年度及び 23 年度は県の財政状況を理由に補助金の単価の減額、さらに満額交付されず、市町村が一般財源で補填している状況である。

県では、社会保障と税の一体改革の議論の動向を見定めた上で見直しを検討していくとしているが、保育の質の向上と待機児童対策の観点から、今後補助金の削減は行わず、現行の交付要綱の水準を堅持すること。

ウ 放課後児童支援員の資格については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）により、「都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。」と定められている。

5 年間の経過措置を設けてはいるが、すみやかに県主催の研修開催と研修回数の確保を要望する。

#### (5) 放課後子ども教室推進事業補助金の拡充について

文部科学省と厚生労働省が連携して推進する「放課後子どもプラン」について、町村では、学童保育（放課後児童健全育成事業）と、放課後子ども教室推進事業の一体的な運営を目指し、それぞれの事業の拡充を推進している。

学童保育（放課後児童健全育成事業）については、平成 27 年度から新たに創設された子ども・子育て交付金の一事業として、国等の支援の充実が図られたところである。

一方、放課後子ども教室推進事業については、県補助金要綱において、補助基準額の 3 分の 2 と規定されているが、年間開催日数や謝金対象人数に制限があることから、実支出額を大きく下回る状況になっており、同事業の安定的な運営への支障が懸念されている。

放課後子どもプランについては、各市町において 5 年間の実施目標を計画しており、より一層の充実が求められ、今まで以上の事業経費の増加が予想されることである。

については、交付額のベースを地域の実情に応じた積算方法ではなく、実支出額とすることを国に働きかけるよう要望する。

#### (6) 介護保険制度の充実

ア 介護保険料について、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合は、実態に即した適切な措置を講ずるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすることを要望する。

イ 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち 5%を調整交付金として配分されることにな

っているが、市町村間で交付率に格差があり、第1号被保険者に負担を強いることになる。保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないように、引き続き国へ働きかけること。

ウ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

エ 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向などにより決まると認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。

また、介護報酬の地域区分の見直しにあたっては、市町村ごとの決定ではなく、生活圏を同じくするなど、より広域での設定とし、地域によりサービスに格差が生じないように、地域の実情に十分に配慮するよう国に働きかけること。

オ 介護職員の処遇改善を介護報酬に上乘せすることは、保険料上昇を招き、利用者負担も重くなることから、介護職員の処遇改善について、利用者の負担増とサービス利用制限を招くことのないよう、恒久的な処遇改善策を講ずること。その際、急激な保険料の上昇と自治体の負担増を招かないよう、国が財政責任を果たすよう引き続き事業者へ恒久的な交付金制度を創設するよう、国に働きかけること。

## (7) 障害者福祉施策の充実

ア 重度障害者医療費助成制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率1/2を維持することを要望する。

また、現在の県重度障害者医療費助成制度の補助要綱を見直し、65歳以上新規認定者、所得制限、一部負担金に関する部分を補助対象とするとともに、精神障害者の入院に係る医療費についても助成対象とするよう要望する。

さらに、重度障害児者の福祉の向上を図るため、身体・知的・精神の3障がいの制度格差が生じないように、国の制度として、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成に対する統一的な公費負担制度として、重度障害児者医療費助成制度を創設するよう働きかけを要望する。

イ 地域生活支援事業に係る補助金については、事前に市町村からの事業協議を受けず、事業実績と人口に応じて国が補助額を内示することとされており、これにより現状では、規定の補助率1/2を下回る補助額の交付となっている。

また、これまで、他の補助金対象事業であったものが、当該補助金に統合される傾向もあることから、これまで以上に市町村が不足額を補てんすることが多くなってきている。

今後も市町村の超過負担が続いた場合、事業継続に支障をきたす恐れが出てくるなど、最終的に受益者に対し影響が及ぶ可能性も考えられることから、規定された補助率に対

して割り落としなどが無いよう、確実な予算措置を強く要望する。

また、障害者福祉施策における方向性として、国が「障害者の地域生活への移行」を提唱していることから、受益者が地域生活を継続して営めるよう、サービスを安定的に供給していくため、裁量的経費ではなく、国の「義務的経費」として位置づけていくよう要望する。

ウ 障害者総合支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した地域生活を営むことができ、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、抜本的な見直しが行われたところであるが、居宅介護をはじめ生活介護、ケアホームなどの提供事業者は、著しい地域格差が生じており、身近にサービスが受けられない状況にあるので、障害福祉サービスに係る社会資源の整備について、事業者への働きかけなどの特段の支援を行うことを要望する。

障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成 18 年度から施行された障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）は利用者負担 1 割が設けられ、平成 19・20 年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施され、さらに平成 22 年度から低所得者（市町村民税非課税）の障害者等の障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となったことにより、市町村の財政負担が増加した。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。

については、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国 1/2、県 1/4 を維持することを要望する。

エ 平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行され、障害者虐待の防止や擁護者の支援など、市町村の役割も明確化されたところだが、町村においては、虐待防止や擁護者の支援等に対応できるスキルを持った専門職の配置など、人員体制の整備が図れていない現状がある。

については、障害者虐待の深刻化を未然に防ぎ、また、擁護者の支援等を適切に実施するため、県をはじめ関係機関と密接な連携を図っていくことが必要不可欠であることから、事案の相談や助言などバックアップ機関として、県の積極的な関与及び支援を要望する。

## (8) 障害者総合支援法の改正について

平成 25 年 4 月に施行された現行の「障害者総合支援法」については、法施行後 3 年を目処として検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるとされているが、平成 27 年度はその 3 年目を迎え、現在国では法改正に向けて見直しを行っているところである。

このたびの見直しは、障害福祉サービスをはじめとする障害者等に対する支援全般の「在り方」が検討事項となっていることから、制度の抜本的な改正に伴う自治体及びサービス提供事業者の混乱や改正の内容によっては地方負担の増加が懸念される。

社会保障制度の法改正については、これまでも度々実施されているが、改正内容が迅速に示されないことにより、現場である地方自治体は、これまでも混乱する場面が多くあったことから、実施主体の市町村が法改正後に円滑な制度運営が図れるよう、改正内容についてはできる限り早期に示すよう国への働きかけを強く要望する。

さらに、今後少子高齢社会等の急速な進展や住民ニーズの多様化などにより、障害福祉給付費をはじめとする社会保障関係経費全般の増加が見込まれるなど、市町村の財政負担がより一層懸念されることから、小規模自治体である町村に負担増を強いるような改正とならないよう、財源についても、適切に措置するよう国への働きかけを併せて要望する。

#### (9) 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

生活保護における級地区分について、首都圏域に位置する神奈川県は、全域的に都市化が進み、日常生活においては、大都市地域と周辺地域との格差はなくなっているのが現状であることから、こうした本県の状況を踏まえ、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけること。

また、生活保護世帯の人工透析に係る医療費の町村負担分については、財政規模の小さい町村においては大きな負担増となっているため、医療給付制度の見直しを強く国に働きかけることを要望する。

## 8 地域の保健医療制度の充実

少子高齢社会の進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化している。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけることを要望する。

### (1) 国民健康保険の基盤強化と広域一元化

ア 平成 25 年 12 月 5 日に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」においては、国民健康保険制度のあり方を含む医療保険制度改革について、「平成 26 年度から 29 年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成 27 年に開会される通常国会に提出することを目指す」としているが、市町村国保の財政運営はもはや限界に達している。

については、国に対し、財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう強く働きかけること。

#### (ア) 構造問題の抜本的な解決

- a 社会保障・税一体改革において、税制抜本改革時に行うとされた保険者支援制度の拡充を確実に実施すること。
- b 財政状況が大変厳しい中で市町村がやむを得ず行なっている法定外繰入は国保の構造的な問題に由来するものであり、この解消のためには上記の公費投入では不十分なことは明らかである。国費の大幅な追加投入により更なる財政基盤の強化を図り、構造的な問題の抜本的な解決を図ること。
- c 後期高齢者支援金の被用者保険間における按分方法に全面総報酬割を導入することにより生ずる財源は、国民皆保険制度の基盤でありながら最も財政状況の厳しい国保に最優先で投入すること。

#### (イ) 都道府県保険者の実現

- a 小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を確実に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。
- b その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できる仕組みを構築すること。
- c 都道府県が市町村とともに国保の運営に携わるにあたって、受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮できることとする等、地域の実情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。
- d 保険料徴収や保健事業の実施等については引き続き町村が責任を果たしていく所存であり、都道府県と市町村が適切な役割分担の下、協力して制度運営できる体制を構築すること。

#### イ 市町村国保が行う特定健康診査への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの3分の1に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政をますます悪化させないように、特定健康診査の費用について基準額を見直すこと。

#### ウ 後期高齢者医療広域連合健康診査補助金に係る算定方法の見直し

後期高齢者の健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により広域連合が実施する保健事業に位置づけられ、神奈川県では市町村が実施する健康診査事業に対し、その財源として広域連合補助金が交付されているが、市町村が実施する高齢者健康診査は、各市町村の実態に応じて実施しており、受診率にも大きな差が生じている。

広域連合補助金は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金交付実施要綱」により、広域連合が定める「基準受診率」までは10/10の補助となっているものの、基準受診率を超える部分については、9/10で割落とし算定され、交付されている。

健康診査事業については、住民の健康寿命を伸ばすための重要な事業であるので、受診率の向上に繋がるよう広域連合健康診査事業補助金の算定方法の見直しについて要望する。

### (2) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるようにすること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業補助金を堅持するよう国に働きかけるとともに、減額分については、県も支援策を講ずること。

### (3) 小児医療費助成制度等の充実

県では医療のグランドデザイン・最終報告書の「はじめに」にあるように「県民がいつでも、どこでも、誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」を基本原則として取り組んでいるが、小児医療費助成制度等は神奈川県下においても自治体の補助対象年齢等による格差が更に広がりつつある。

県民が平等に、かつ安心して医療を受けることができるよう、小児医療費助成等について県の助成制度を拡充すること。

#### ア 小児医療費助成制度について

小児医療費の助成については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るために必要な子育て支援策の一つであるが、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、事業の財源や所得制限のあり方を抜本的に見直し、全県的な制度設計を県の主導により進めることを要望する。

また、県での対応が困難であるならば、「すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保証」としている子ども・子育て支援新制度の一環として、国において補助制

度を確立するよう引き続き積極的に働きかけること。

#### イ 重度障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度について

重度障害者医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、一部負担金の導入、対象者や所得の制限において、実施主体である各市町村により助成制度に大きな格差が生じつつあり、同じ県民でありながら不公平感が生じることが危惧される。今後、この格差が縮小するよう県の主導によりさらなる改善策を講ずること。

また、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう引き続き国へ働きかけること。

#### ウ 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っているが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っている。

現在、これら医療費助成事業の実施により、国保の財源である国庫負担金（療養給付費等負担金）の減額措置がとられているが、この措置は、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援策の推進に大きな支障をきたしていることから、一刻も早く廃止するよう国に働きかけを要望する。

### (4) 各種予防接種・検診などの充実

#### ア 各種予防接種への安定的な財政支援

##### (ア) 予防接種事業に対する財政支援について

おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルス等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするよう国に要望すること。

予防接種は国民の健康における安全保障であるとの観点から、本来、その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであり、全ての予防接種は地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を交付金等により国の責任において措置するよう働きかけること。

なお、風しんについて、神奈川県では、国に先駆けた先導的な取組みとして予防接種の助成制度を創設したが、国が主体となり、風しんをはじめとする感染症について、予防接種法第6条第1項に規定されている「臨時に行う予防接種」とし、まん延を防止する緊急措置を早急に講ずるよう働きかけるとともに、県の助成制度の継続を要望する。

##### (イ) 新型インフルエンザ対策の推進

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、市町村の役割は「ワクチンの接種」と位置づけられているが、パンデミック発生時のワクチン確保は、市町村では困難であると考えている。現に平成21年度に発生した際に地域によっては不足が生じ、対応が遅れたケースも報告されている。

については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ対策

について、市町村が円滑に実施できるよう、万一の場合に備え、ワクチン等の開発を早急に進め、国の責任において確保するよう要望すること。

(ウ) 新たなステージに入ったがん検診の総合事業及びがん検診推進事業に対する財政支援について

平成 27 年度から、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業が、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業に、また、がん検診推進事業は国庫補助事業として継続実施されているが、共に大幅に単価が切下げられた。

受診率の向上につながるよう、恒常的な制度として確立し、全額国庫補助とするよう国への働きかけを要望する。

## (5) 医療補助制度の充実

ア 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について

肝炎対策基本法には、肝炎の被害に対する国の責任と関係組織それぞれの責務が規定されているが、肝炎から進行した肝がんなどの患者への医療費負担については、対象者が発生した場合に、町村においては大きな負担となるため、更正医療費の対象とせず、国において全額負担とし、また、現行制度を早急に見直すよう国に働きかけることを要望する。

また、生活保護世帯を含めた当該患者への対応が障害者自立総合支援法の規定による更生医療費の対象となっていることは、町村における医療費負担を増大させるものであり、早急な見直しを重ねて強く要望すること。

イ 健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診への財政支援について

町村では、肝炎対策の一環として、肝炎による健康障害の回避や症状の軽減、進行の遅延を目的に、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、40 歳以上の未受診者に対し医療機関での検診や保健指導等を実施している。

今後とも、住民の健康確保と衛生環境の保全のため、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診等の継続実施について国への働きかけをすること。

また、県からの補助金については調整率による調整により満額交付されず、町村がその不足分を一般財源で補填している状況であることから、補助額は、満額交付とするなど、市町村が住民の健康確保や受診率の向上に資するため、円滑に事業を推進できるよう財政支援を要望する。

ウ 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について

国、県では「不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業」を実施しており、平成 28 年度からは新制度に移行される。

助成額は 1 回の治療につき 15 万円又は 7 万 5 千円が上限となっている。初めて助成を受ける際の妻の年齢が 39 歳以下の場合、助成回数が通算 6 回までで年度あたりの回数制限はなく、40 歳から 42 歳までは、助成回数が通算 3 回までで年度あたりの回数制限はない。しかし、43 歳以上の女性は助成対象外となった。

しかしながら、妊娠しても流産や死産を繰り返し、出産に至らない「不育症」の治療

については、大部分が医療保険外適用となっており、経済的な面をはじめとする様々な理由によって出産を諦めざるを得ない実態がある。このことに対し、全国的に、また、県内においても独自財源により先駆的に治療費の助成を行う自治体が増えてきたところではあるが、まだ少数であり、厚生労働省や自治体に対し、治療費の保険適用や助成金の支給について多数要望が寄せられている。

については、少子化対策は国全体における重要課題であることから、不育症治療の保険適用の早期実現並びに不育症治療の助成制度の創設について国へ働きかけるよう要望する。

## 9 都市基盤等の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めているが、その実現には大きな困難が伴っている。

こうした町村の取組を支援するため、次の事項について積極的な措置を講ずるよう要望する。

### (1) 地域の国土基盤整備

国土政策は、国土の総合的な利用と保全、社会資本の整合的な整備を図ることが基本であり、着実に推進していかなければならないが、とりわけ相対的に立ち後れている地域の国土基盤の整備や地域交通の再生・活性化は急務であるため町村としても、その推進に努めているところであるが、厳しい財政状況の中、現実には大きな困難が伴っている。

さらに、今後の国土政策においては、「人口減少の克服・地方創生」の実現に向けて、全国のそれぞれの地域が、特性を活かした適切な役割を将来にわたり担っていけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

加えて、徹底した防災・減災、施設の老朽化対策を実施し、強くしなやかな国民生活の実現を図るための国土強靱化を推進することも必要であり、国が責任を持って遂行していくことが、極めて重要であるため、県としても積極的に国に対し働きかけるよう要望する。

### (2) 町村部における県道整備枠の確保

県の「かながわのみちづくり計画」において、真に整備を推進すべき箇所は、都市部、町村部の分け隔てなく、しっかりと計画に位置付けられているところであるが、町村部の県道については、災害時における緊急交通路・緊急輸送路として指定されている路線も多いことから、都市部間を結ぶ町村部の道路整備も重要であり、県下全域において均衡ある整備が必要である。

また、交通移動手段の多くを自家用車等に依存している町村部にあっては、道路整備は最重要課題の一つであり、住民からの整備要望も大変強いものがあることから、「かながわのみちづくり計画」とは別に、町村部を対象とした県道整備枠を設け、地域の実情に配慮した取組を推進すること。

### (3) 圏央道（さがみ縦貫道路）の全線開通に伴う利用促進について

さがみ縦貫道路は、平成 27 年 3 月 8 日に寒川北 IC～海老名 JCT 間が開通し、県内全線が完成した。

さがみ縦貫道路の開通により、国道 246 号、国道 129 号の交通渋滞の緩和や地域の活性化などが期待できるが、現在割高になっている料金により、道路の利便性を最大限発揮できないことが危惧される。

道路利用者の利便性向上と環状道路としての目的や効果が十分発揮されるよう、利用料金の引き下げについて、また、埼玉、群馬方面からの新たな観光誘客ルートとして観光の

活性化が期待できるため、渋滞緩和等の安全対策の実施とあわせ、国及び関係機関へ強く働きかけるよう要望する。

#### (4) 「社会資本整備総合交付金の充実」について

社会資本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を生かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であるが、交付率に対する配分額が年々減少し、交付率の約7割程度の配分となっていることから、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための事業総額を確保するよう国へ働きかけること。

また、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とすると共に、平成28年度以降の制度実施が明示されていないものについては、継続して実施することとし、町村に対し早期にその考え方を示すよう国へ働きかけること。

#### (5) 国定公園区域等における開発行為の規制緩和について

国定公園又は県立自然公園区域に指定された場合、都市計画法区域外となっている地域で開発行為等を行う場合は、県立自然公園普通地域では神奈川県建築基準条例、特別地域では県立自然公園条例により、建ぺい率、高さ制限等の規制基準が定められている。

これら一定の制約のもと、住宅の建設等を実施してきたが平成26年度に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、移住等の地域活性化策を検討し、かつ施策を進めるにあたり、今後開発行為等に対し、これらの規制基準が障壁となり、思うような施策が展開できない可能性がある。

については、開発行為等における神奈川県建築基準条例及び県立自然公園条例の基準の緩和について要望する。

#### (6) 公共施設の複合化・多目的化に係る補助制度等について

近年、施設の老朽化、利用者のニーズの多様化等により、公共施設の改修、多目的化等が求められているが、既存施設の規模、維持管理経費抑制等の課題があり、より効果的、効率的な施設の運営が求められている。

このような状況のもと、限られた財源、資産を有効に活用し、課題を解消する手法のひとつとして、公共施設の複合化が挙げられる。

しかしながら、施設の複合化に当たっては、既存施設を活用する場合、大規模な施設の増改築、設備の改修等が必要となる。特に建築から長期間経過した施設の改修等には多額の費用を要することから、町村の財源だけでこれらを行うことは非常に困難である。

このようなことから、既存施設の複合化・多目的化に係る施設の増改築、設備改修等に対し、十分な財源措置が受けられるよう国へ働きかけるとともに、県独自の補助制度の創設等を要望する。

## (7) 生活交通の確保対策の充実

生活交通路線の維持確保については、国の「地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）」の補助制度が創設されているが、バスなどの住民の足を確保するため、次の対策を講ずること。

ア 国の地域公共交通確保維持改善事業補助制度などは、県内でも一部の路線に活用され、路線の継続運行に寄与している。

国では、路線維持費補助金、車両減価償却費補助金などの施策を展開しているが、他県では国庫補助と連動した県の協調補助があるものの、神奈川県では、一部でしかこの補助を認めていない。

多くの町村が交通事業者に対して補助金を交付している現状に鑑みて、国と連動するよう、県も協調補助を実施されたい。

また、県独自の補助要件としている下記事項について、国庫補助金と連動した補助金交付要綱となるよう改正されたい。

(ア) 地域間幹線系統確保維持事業で、人口集中地区を通過する距離が系統キロの 50%を超えると、県補助金の交付が受けられないが、赤字路線の実態を重視して、国庫補助金と連動し、補助金を交付されたい。

(イ) 地域間幹線系統確保維持事業の補助要件のうち、「複数市町村の成否要件」や「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件及び、路線の「キロ程」が国と県の基準が乖離していることから、県補助基準の緩和、変更等を検討すること。

(ウ) 車両減価償却費補助金は、1社に対して1台とされているが、この台数制限を緩和し、神奈川県においても補助金を交付されたい。

イ 国、県の補助対象要件に該当しない路線、ことに市町村をまたがる広域的路線で利用の少ないバス路線の一部は、不採算であり、撤退が続いていることから、「補助対象要件の緩和」について国へ働きかけるとともに、県においても同様の補助制度の創設等を行うこと。

ウ 国は地方バス路線維持対策補助制度の見直しとして、デマンドバス導入等をはじめとした国庫補助制度の創設等を行ったが、かならずしも十分ではないことから、生活交通の確保のため、県は、国の制度に該当しないものや、地域コミュニティバスの支援についても、同様に補助制度の創設等を行うこと。

## (8) 海岸の整備促進

ア 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い湘南海岸等の浸食は深刻な状況となっている。

県は国と共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、保全対策手法を取りまとめた。その実施については、多大な事業費と高度な技術力を要するが、今般、国直轄事業に採択されたことにより、念願の砂浜復活に大いに期待しているところである。

については、今後の事業計画の策定にあたり地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について国へ働きかけ願いたい。

イ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくり出す貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の切り倒しを余儀なくされている。

そのため、被害木の伐倒後に松くい虫に強い抵抗性松の植樹をしているが、町の負担は増大するばかりである。

松くい虫被害木伐採補助金は、実勢発注単価と比較してもかなり低額で実態と乖離しており、平成 21 年度の補助単価見直しから 5 年以上が経過していることから、実情に即した補助単価への見直しを要望する。

#### (9) 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等については、定期的を実施しており、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施している。

しかしながら、河川全域では、不十分な箇所も見受けられることから、河川管理者による、さらなる草木の除草並びに伐採をすること。

#### (10) まちづくり事業の充実

##### ア 土地区画整理事業への財政支援について

土地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤の整備と宅地の利用の増進を図り、安全・安心なまちづくりや魅力ある都市景観の形成などに大きな役割を果たしているが、事業遂行には多額の事業費を要するなど、その実施は非常に難しくなっている。

組合施行の土地区画整理事業については、県の組合等区画整理事業費補助が交付されるが、公共団体施行の場合には県の補助制度の対象になっていない。

計画的なまちづくり、県土整備を実施するため、事業主体の区分に関わらず、土地区画整理事業の実施のための調査費用や区画整理地内の都市計画道路の築造に係る費用などを対象とした、新たな補助制度の創設をすること。

##### イ 無電柱化促進事業について

安全で快適な通行区間の確保、景観の向上、安定したライフラインの実現などを目的に、無電柱化が推進されているが、現在無電柱化に着手している区間の早期完成と未着手区間については、計画に基づき事業の推進を図ること。

特に、公共施設からの景観形成を先導的に進めており、電線共同溝法に基づく特例を適用する条件を整えている地区については、無電柱化促進事業に着手することについて早急に検討すること。

##### ウ 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

東日本大震災と同様、本県も地震の切迫性が叫ばれている。県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施しているが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進及び県民の生命、財産を積極的に守るための特段の配慮をすること。

また、町村部には優先順位に至らず、未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在して

いるほか、国や県の事業採択基準、特に保全人家戸数に至らない危険箇所も数多くあることから、早急に調査を行うとともに、整備についても積極的に実施すること。

エ 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけること。

(ア) 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げを図ること。

(イ) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の軽減をすること。

オ 特殊地下壕対策の拡大強化

戦時中、国土防衛のために築造された地下壕については、国の責任で積極的に取り組むべきである。

については、小規模な地下壕も含め特殊地下壕対策事業について、国が責任を持ってその対策に積極的に取り組むよう国への働きかけをすること。

(11) 水道施設の整備促進

ア 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や老朽化に伴う更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況である。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。

安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設を検討すること。

また、国庫補助事業における採択要件の緩和及び補助率の引上げを国に要望すること。

イ 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める、安全でおいしい水の提供に欠かせない、有害な鉛が水道水に溶け出す鉛製水道管の取り換え工事は、水質基準の強化もあり、早急に整備する必要がある重要な事業である。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の増嵩は大きな負担となるので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設をすること。

ウ 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスポリジウムなどの問題、さらには老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要がある。

しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられる。

財政融資資金の償還期間については、平成 27 年度より延長されたものであるが、貸付利率の引下げや、地方公共団体金融機構資金の償還期間の延長など、更なる発行条件の緩和を強く要望する。

エ 人口減少化に対応する施設整備事業費等に対する財政支援措置について

人口減少、住民の節水意識の向上及び節水型機器の普及などにより水道使用量が減少傾向にあり、給水収益の減少が小規模水道事業体の経営を著しく圧迫していくことが予想される。この人口減少等に対応するために推進する簡易水道組合の統合や、小規模水道事業体の共同化及び広域化に必要となる施設整備事業等に対する財政支援措置を要望する。

(12) 下水道の整備促進

ア 公共下水道の整備促進を図るためには、今後も更なる事業費の投入が必要となっており、財政基盤の弱い町村では、公共下水道の早期整備における財政的支援は、必要不可欠である。

下水道事業に対する社会資本整備総合交付金の配分に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

イ 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、管渠の整備や長寿命化を含めた改築更新、雨水施設整備に対する交付対象範囲の拡充及び財源措置など、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。

ウ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

エ 公営企業債の借換債制度については、現在の景気動向を反映させた条件に緩和すること。

## 10 防犯対策の強化

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化している。

これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要がある、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められている。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講ずるようあらためて働きかけるとともに、引き続き県の取組の一層の強化を要望する。

### (1) 地域住民の安全・安心の確保

住民の安全・安心が図れるよう、地域の暴走車両に対する取り締まりを、発生時間帯に重点を置いて取り締まるなど、効果のある取り締まりを実施するとともに、警察、道路管理者、自治体等の連携のもと、各機関が暴走族等の根絶に向けた対策が講じられるよう調整すること。

また、暴走族の集団走行やい集、ドリフト族等の暴走運転に関する違反行為に対する法律規制等の拡大・強化について国に強く働きかけることを要望する。

### (2) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設が必要である。

このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう引き続き国へ強く働きかけること。

### (3) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、自治体の過度の負担とならないような財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

## 11 教育施策の推進

### (1) 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤である。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っている。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけられたい。

さらに、平成 23 年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の指導充実を図るため、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（ALT）を配置するなど、人材の確保及び財政上の支援措置を要望する。

### (2) 教育指導体制の強化について

ア 県は町村の充て指導主事を平成 23 年度まで配置をしてきたが、これが廃止されたため、24・25 年度の 2 年間は、県と町村との人事交流により指導主事 1 名を確保してきたが、その交流人事も 25 年度をもって終了した。

については、平成 28 年度以降も指導主事を継続して配置していくにあたり、県による新たな人的支援、もしくは指導主事雇用に係る財政的支援を要望する。

イ 学校が抱える様々な課題を解消し、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、小中学校における教職員定数を根本的に見直すことについて、国に働きかけを要望する。

ウ 教員とは異なる専門性を有するスクールカウンセラー派遣事業は、児童生徒や保護者にとってだけでなく、教員の相談などにも対応し、学校教育において、大変大きな成果をあげている。

このようなことから、派遣日数の拡大、さらには、小学校へのスクールカウンセラーの配置など、制度の拡充・見直しを要望する。

また、児童生徒に係る諸問題の解決に際して、教育分野のみならず、家庭環境や福祉分野に関わる事例が増加していることから、スクールソーシャルワーカーの更なる派遣日数の拡大と増員を要望する。

### (3) 少人数学級編制の実現について

学級編制基準見直しが行われ、小学校低学年を中心に少人数学級編制に向かっているが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、更なる学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望する。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望する。

#### (4) 特別支援教育の推進に係る体制整備について

平成 19 年 4 月から、全ての学校において特別支援教育が実施されているが、推進に係る教員の加配がされていないことから、特別支援教育の推進体制整備が難しい状況にある。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的措置を引き続き国に働きかけるよう要望するとともに、県におきましては、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員の配置や配置されている場合には巡回日数を増加するなど、人的、財政的支援を講ずるよう要望する。

#### (5) 栄養教諭の配置基準の引き上げ等について

食育の重要性が高まる中、学校に配置されている学校栄養職員は、教諭としての位置付けがないため、食に関する指導の職務上の位置付けが不明確であることや、食に関する指導への参画が単発的なものになるなど、児童・生徒への指導等について、その役割には限界がある。

については、食育推進の原動力として、栄養教諭の役割が大きく期待されていることから栄養教諭の全校配置を目指し、栄養教諭免許取得者が増加傾向にあることを踏まえ、取得から発令まで 10 年という経験年数が必要とされている状況の緩和について要望する。

また、民間調理場方式による給食についても、その実施食数に応じ、共同調理場方式に準じた栄養教諭の配置を要望する。

#### (6) いじめ対策における学校ネットパトロール等への財政支援について

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、「インターネットを通じて行われるもの」についても「いじめ」として定義されるとともに、国等の責務も明確に定められた。

併せて、いじめ問題等に対応するための地方公共団体の取組に対し、支援（補助率 1/3）も行われることとなっているが、対象は全国で 10 地域と限定されている。

同法第 5 条で、国は、いじめ防止等のための対策を総合的に作成し実施する責務を有すると規定されていることから、当該事業に係る財政措置については、補助対象地域数に制限を設けず、取組を実施する全ての地方公共団体等に対し財政上の措置を講ずるよう国に働きかけること。

#### (7) 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっている。

新制度施行後も、施設型給付への移行が進まない状況にあり、私立幼稚園就園奨励費補助のより一層の充実を図るよう要望する。

#### (8) 養護学校の通学に関する支援について

県立養護学校では、児童・生徒のためにスクールバスが運行されているが、高等部生徒においては、同バス座席が空いている場合のみ利用できる状況である。

については、自主通学できない高等部生徒が、小等部・中等部と同様にスクールバスを利用できるよう、高等部生徒のスクールバス座席の確保を要望する。

#### (9) インクルーシブ教育の推進に伴う施設及び設備整備への補助について

県の施策として取り組まれているインクルーシブ教育の推進に関連して、町でも障がいのある児童生徒の対応に必要な施設設備の整備に努めている。施設設備に関する国の交付金「学校施設環境改善交付金」の申請に伴う調査は、例年6月と10月に調査が行われ、活用している。

しかし、本調査の回答については、常に精査を求められていることから、概算での回答は難しく、且つ、県の就学指導委員会の結果を受けてからの調査回答は、日程的に困難である。

また、国の交付金には、工事費下限額の設定や備品購入が出来ないなどの制約があり、結果として、町の財政が圧迫され、障がいのある児童生徒への施設設備面での対応に支障をきたす恐れがある。

については、本施策に伴う施設設備対応のため、「学校施設環境改善交付金」の各種条件緩和を国に働きかけることを要望する。

#### (10) 日本語が理解できない外国籍児童・生徒の転入時における支援体制について

日本語が理解できないまま転入し、学校生活に入る外国籍児童・生徒にあっては、日常会話はもとより、授業における理解が困難な状況にあり、言語も多岐に渡るほか、生活習慣や環境の変化、制度の違いなどに対応できない児童・生徒が多く、教職員のみで対応することは難しくなっている。

こうしたことから、外国籍児童・生徒の教育の充実を図る上で、県においては、通訳者派遣や生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置といった人的支援を講ずるよう要望する。

#### (11) 中学校給食の実施に向けた支援について

学校給食法において、義務教育諸学校の設置者が学校給食の実施について努めるとされているが、本町の中学校の昼食は、家庭からの弁当を基本とするミルク給食を実施している状況である。

一方、国においては、平成17年7月に食育基本法が施行され、さらに平成21年4月に学校給食法が食育の観点から一部改正がされ、学校給食を活用した食育の充実が新たに定められた。

については、学校給食施設の新増築を視野に入れた中で、国からの支援として、学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定にあたる工事費等の対象範囲を拡大することで、より

実効性のある支援を国へ働きかけるよう要望する。

## (12) キャリア教育について

子どもたちは、激しく変化する社会の中で多くの課題に柔軟にたくましく対応できるよう自立することが求められている。

このような中、国においては教育基本法の改正等により「キャリア教育」を推進しているが、教育の現場を担う地方自治体としても、この必要性を大きく認識している。

学校教育を更に充実し、地域で子どもを育てていくため、豊かな自然環境のもと、温かな地域の協力により行う体験を通じて得た経験は、地域の絆を深め定住化を図ることとなり、最終的には地方創生の原動力としても期待できる。

また、現在、県で策定を進めている「かながわ教育大綱」においても、「地域の協力」「地域の絆」を強化する旨の内容が検討されているが、これはまさに「キャリア教育」と「地方創生」の実現に不可欠なキーワードと言える。

については、同大綱に定められる教育施策を推進するにあたっては、その趣旨に合致した特別に実施する町村の「キャリア教育事業」に対して、十分な補助制度の確立と支援を要望する。

### Ⅲ 地 域 要 望



### Ⅲ 地 域 要 望

#### 1 三浦半島地域要望

##### (1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成 16 年 2 月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考えを示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画を平成 18 年 3 月に改定し、重点施策として「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

##### (2) 逗葉新道の通行料金の無料化及び県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の逗子側までの早期延伸について（葉山町）

平成 16 年 3 月に県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の一部が開通し、周辺地域の利便性の向上が図られ、国道 134 号線や県道 207 号線（森戸海岸線）の交通量が緩和されてきた。この道路の開通により横浜横須賀道路に連絡する逗葉新道やその周辺の葉山町道の重要性はさらに増し、交通量も一段と増加している。また、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞や南郷交差点付近のイトピアや葉桜住宅地への流入車両の増加など新たな問題も発生していることから、地域住民の生活や周辺への交通の利便性の向上のため、次の措置が講じられるよう要望する。

ア 早期に逗葉新道の通行料を無料にすること。

イ 県道逗子葉山横須賀線の南郷トンネル入口交差点から先の逗子側まで早期延伸すること。

##### (3) 海岸保全施設整備の推進について（葉山町）

葉山海岸（一色下山地区）の内、特に芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する被害が多発している。特に平成 21 年 10 月の台風 18 号は、背後の住宅地に大きな被害をもたらした。

これらの状況を踏まえ、神奈川県においては、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて施設計画検討を実施し、越波対策の必要性が確認されたため、この地区を海岸保全区域に指定した。現在、既設護岸の補強及び消波ブロックの設置工事に着手している。

今後も住宅地の越波被害対策のため、引き続き、海岸保全施設整備にあたり、葉山町と連携を図りつつ推進するよう要望する。

#### (4) 三浦半島全域を観光地として一体的に PR するための支援について（葉山町）

三浦半島の 4 市 1 町（横須賀市・葉山町・鎌倉市・逗子市・三浦市）は、各市町の首長による『三浦半島サミット』を通じ、平成 26 年度から三浦半島全体で連携して観光 PR を進めることとしている。

県は平成 26 年度に補正予算として措置された国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業において、三浦半島全域を観光地として PR するため、三浦半島観光推進事業費及びかながわシープロジェクト魅力づくり推進費へ重点的に予算配分を行ったところであるが、引き続きの効果的な支援について、取組みを継続することを要望する。

#### (5) 快適に利用できる道路整備への財源確保について（葉山町）

三浦半島地域では、自転車を利用する方々を始め、多くの来訪者を呼び込むことにより地域の活性化を図るため、三浦半島 4 市 1 町の首長による「三浦半島サミット」において「自転車半島宣言」という観光振興を目的とした宣言を行っている。

については、こうした取組みを推進するための支援として、既設の国県道を快適に利用できるような支援を要望する。

また、自転車については原則的に左側の車道を通行することが義務付けられているが、車道の端に設置している「グレーチング」が走行の妨げになっている現状がある。特に進行方向に向かって縦長の形状のものだとタイヤが挟まる危険があるが、町内の国県道にはこの形状のものが多く散見されている。平成 27 年 6 月には道路交通法の改正に伴い自転車走行にかかる違反に対する厳罰が強化されたところでもあり、自転車が走りやすい環境の整備を要望する。

## 2 湘南地域要望

### (1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくり並びに（仮称）湘南台寒川線の整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティのまちづくりは、県央・湘南都市圏の発展と県土の均衡ある発展のために必要不可欠な事業であり、当町としても将来の北部の拠点形成を目指し、新駅の受け皿となるまちづくりの地元合意形成に向けた取り組みを鋭意進めるとともに、期成同盟会の一員として新駅誘致の要望活動等を行っているところである。

しかしながら、この事業による経済効果は町域にとどまらず県央湘南の広域圏域に及ぶ大事業であり、加えて、今後は期成同盟会において新駅設置費用の負担割合の協議も控えており、その財源確保は大きな課題となっている。これは新駅誘致地区が当町倉見地区に決定したときからの県と町が共有する懸案であると認識している。

国、県等による通常の補助金等だけでは、期成同盟会において目標に掲げている 2027 年リニア中央新幹線開業に合わせた新駅同時開業を実現するには困難な見通しであり、県担当課との協議調整を重ねておりますが、抜本的な事業の見直しをせざるを得ない状況にある。

よって、新駅設置及び当まちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず、県央湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場から、さらなる財政的支援にご尽力いただくとともに、新駅を要望する地元自治体でありながら期成同盟会の中でも極めて小さな財政規模であることをご理解いただき、負担割合算定に特段のご配慮をくださるよう、併せて要望する。

### (2) 田端西地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

さがみ縦貫道路寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区は、町の産業集積拠点として、大変、大きなポテンシャルを持った地区である。また、平成 25 年 2 月には、さがみ縦貫道路沿線地域等が『さがみロボット産業特区』に指定され、平成 27 年 3 月には相模縦貫道路が全線開通となり、さらなる発展が期待されているところである。

町では平成 24 年 11 月に設立された『土地区画整理組合設立準備会』と協働し、インターチェンジの周辺である立地条件を生かした町づくりの実現に向けた検討を行うとともに、平成 26 年 6 月には民間活力を導入することを目的とした事業協力が参画し、土地区画整理の実現に向けた検討も進めているところである。

しかしながら、まちづくりの実現に向けては、当町では『組合土地区画整理事業』の実績がないことから、人的、技術的な課題、企業誘致や財源確保等の問題など、数多くの課題が存在している。

ついては、県におかれましても、地元の状況等をご理解いただき、事業費に対する財源措置や、企業誘致の斡旋など、まちづくりの実現について必要不可欠な支援をしていただくよう要望する。

### (3) 旧相模海軍工廠地内における危険物への適切な対応（寒川町）

旧相模海軍工廠地内には事業所や住宅が多数存在しており、現在も環境省で土地改変時の環境調査を実施している。

当地内からは、平成 14 年 9 月に危険物が発見されて以来、これまでも多数が発見されている。しかしながら、町では、これまでの国の対応状況から、最初の危険物発見から 10 年以上が経過し、危険の認知度が低下しているのではないかとの認識をしている。

平成 25 年度においては、危険物の発見があったにもかかわらず、それが危険物であるという認知が遅れ、土地改変工事における工期の遅延やそれに関わる費用面での影響も出ている状況である。

戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については国が責任を持って対応すべきと考えるので、次の措置を講ずるよう国への働きかけを要望する。

ア 掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。また、毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害などの補償も、国が行うこと。

イ 毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を、国の責任において確立すること。

### (4) 都市計画道路宮山線（(仮称)湘南台寒川線）の整備促進（寒川町）

都市計画道路宮山線（(仮称)湘南台寒川線）は、寒川町北部地域と藤沢市湘南台方面とを結ぶ東西交流幹線道路として、県の『改定・かながわのみちづくり計画』に位置づけられており、また、さがみ縦貫道路へのアクセス道路として重要な役割を果たす道路でもあり、さらに、東海道新幹線新駅誘致と連動して進めるツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路でもある。

当該道路のルートについては、これまで県・市・町間で様々な協議を重ね、県のご協力をいただきながら、寒川町域は 3・3・3 号宮山線、藤沢市域は 3・3・9 号遠藤宮原線として平成 24 年度末に都市計画決定され、ルートが確定したところである。

また、平成 26 年度は、圏央道（さがみ縦貫道路）が全線開通するとともに、事業着手に向けた地積測量や路線測量が実施された。

当該道路は、圏央道（さがみ縦貫道路）寒川北インターチェンジへのアクセス機能を持つ広域的な幹線道路であることから、県におかれては、早期供用開始に向けご尽力いただくよう要望する。

### (5) 神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所の福祉事務所機能（寒川町）

神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所については、県の緊急財政対策のひとつとして出先機関の見直しをする中、茅ヶ崎市が保健所政令市へ移行する方針を打ち出し、平成 29 年 4 月からの移行に向けて、現在準備を進めているところである。

現在、町の福祉事務所業務については県の所管となっており、生活保護の相談や申請等で町民が福祉事務所を訪れる件数は年間約 1000 件で、その大半が自転車を交通手段とし

ている状況である。今後の事務所移転の方向性により、町民の利便性に多大な影響を及ぼすことが想定されるので、寒川町の保健福祉事務所機能の方向性の決定については、当町の住民の利便性の低下等を招くものにならないよう、当町の意見等を十分考慮したうえで、慎重な判断をされるよう強く要望する。

#### (6) 県道 47 号一ツ橋西側の歩道整備について（寒川町）

県道 47 号藤沢平塚線は寒川駅前から藤沢へと繋がる、町においても重要な道路となっている。

当該路線の一ツ橋西側から約 100m の間に渡って歩道が無い状況となっており、歩行者等の安全確保が課題となっている。当該箇所については過去に境界確定の不調等、条件が合わずに未整備のままとなっているが、茅ヶ崎側の整備も順次進んでおり、寒川駅からの連続性が損なわれていることにより、歩行者の通行に支障をきたし、安全確保も出来ない状況となっているので、早期の歩道整備を要望する。

#### (7) 一級目久尻川における雨水対策について（寒川町）

町内における一級河川目久尻川では、河川整備は既に終了しているものの、平成 25 年と平成 26 年のゲリラ豪雨や台風による大雨時に浸水被害が度々発生している現状がある。これは、町域の同河川は最下流部にあることから、上流部で流れ込んだ雨水排水等の影響により町内河川の水位が急激に上昇してしまい、排水処理機能が停止するという地理的要因が存在する。

については、このような状況を勘案し、水位の急激な上昇を抑えるため、河床の浚渫や低水敷樹木の伐採、草刈り等を実施し、河川の流量を確保するなど、浸水被害予防の対策を講ずるよう要望する。

#### (8) 神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所の保健所機能について（寒川町）

神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所については、県の緊急財政対策のひとつとして出先機関の見直しをする中、茅ヶ崎市が保健所政令市へ移行する方針を打ち出し、平成 29 年 4 月からの移行に向けて、現在準備を進めているところであり、併せて町の保健所業務についても茅ヶ崎市へ事務委託を行う方向で調整が進められている。

については、事務委託に際し、当町の住民へ提供されるサービスの低下や利便性の低下等を招くものにならないよう、保健所管内における業務の点検作業を行いたいと考えているので、保健所業務に関する情報提供を迅速にして頂くように強く要望する。

#### (9) 西湘バイパスの通行料無料化について（中郡）

西湘バイパス二宮インターチェンジ及び橘インターチェンジ下り線ランプがないため、大磯西インターから二宮にかけての国道 1 号は、慢性的な交通渋滞を引き起こしており、そのため路線バスの定時運用が難しくなっていることから乗降客が減り、路線バス等

の規制緩和とあいまって、路線バスの廃止に拍車を掛ける要因にもなっている。

そこで、高速道路無料化社会実験計画に基づき平成 22 年 6 月から平成 23 年 6 月まで実施された西湘バイパスの通行料無料化実験の成果を踏まえて、国道 1 号の渋滞緩和や経済活動などの円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間帯だけでも無料化を継続するよう要望する。

#### (10) 西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について（中郡）

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時においては護岸の機能を果たしているが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっている。これは、消波機能として重要な役割を果たす砂浜が、海岸侵食により減少していることが大きな要因でもあり、この度、砂浜回復に向けた国直轄事業を施行していただくこととなった。

これは、消波機能として重要な役割を果たす砂浜が、海岸侵食により減少していることが大きな要因でもあり、砂浜回復に向けた国直轄事業を施行していただいているところである。

しかし、砂浜の回復には長期間を要するため、沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要があるため、町としても西湘バイパスの管理者に防潮扉設置の要望書を提出するとともに、高潮、波浪警報時に海岸に降りないように、海岸の出入り口に扉型のフェンスを設置するなど安全確保に努めているので、西湘バイパス地下道の海岸出入口部分に開閉式防潮扉の設置について、早急に対応するよう要望する。

#### (11) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（中郡・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の 3 町を流れる葛川の清流復活を目的に、3 町で平成 14 年に「葛川サミット」を設立し、これまで啓発活動をはじめ様々な活動を行ってきた。また、これらの活動と並行して、町民ボランティア等の活動も活発に行われており、行政と町民が協力し取り組みを行う体制が整いつつあるところである。

葛川の清流を取り戻すため、昨今の下水道整備やボランティアによる清掃活動など、葛川の水質は改善傾向にあるが、葛川と不動川の合流点付近から上流部においては、未だ護岸が未整備の区間がある。

県管理河川は、平成 22 年 3 月に策定された「かながわの川づくり計画」に位置付けられ、概ね 30 年間で 50 ミリの雨にも安全な河川となるように整備をすすめられているところであるが、近年異常気象により、一時的に雨量が多くなり、50 ミリの雨では許容できない現状となり、流域河川が狭小あるいは未整備であるため、浸水被害が発生している。

そのため、親水性のある人々の憩いの場となるような未整備箇所の早期護岸整備及び、3 町を流れる葛川が町民にとり、より身近な存在になるとともに、3 町の交流がより盛んになる契機になるよう、歩行空間に加え自転車でも通行できるような護岸整備を併せて要

望する。

**(12) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について（二宮町・中井町）**

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどが原因と考えられる。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態となっている。

については、これらのことを考慮し、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の視点から、交通車両が円滑に走行できるように新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう、国への働きかけを要望する。

**(13) 大磯港の再整備について（大磯町）**

大磯港の再整備は、「大磯港活性化整備計画」に基づき、良好で快適な港空間の早期整備に向けて取り組んでいる。また、新たな観光の核づくり事業においても、大磯港は、産業・地域振興などの活性化を図る重要な拠点の一つとなり、中でも整備計画の後半に位置付けられている「賑わい・交流ゾーン」は、産業や観光の観点からも特に賑わいを創出できる重要なゾーンである。

平成 26 年度は、神奈川県により港湾管理事務所及び漁業協同組合の施設整備に向けた検討を行ったところであるが、合築か別棟かの結論にまでは至っていないので、その方向性の検討を引き続き要望するとともに「飛砂対策の植樹とフェンス」の設置も併せて要望する。

また、大磯港は「大磯港活性化整備計画」において「賑わい・交流ゾーン」として位置づけられるとともに、「大磯町新たな観光の核づくり基本計画」でも重要観光拠点として位置付けていることから、観光における公衆トイレは重要なものとなるが、大磯港臨港道路附属駐車場内の公衆トイレは老朽化等が激しいため、観光拠点にマッチした公衆トイレの更新を要望する。

**(14) 大磯海岸防潮堤の津波対策について（大磯町）**

金目川から大磯港までの防潮堤は、昭和元年に築造され、昭和 47 年からは改修工事が行われ、平成 17、18 年度には神奈川県が耐震補強工事を行い現在に至っている。

現在の防潮堤は、津波や高潮を想定し、港湾部で約 8.5 m、海岸部で約 8 m の整備がなされ、改修工事や耐震対策工事が行われてはいるものの、築造されてから約 86 年が経過し

ており、構造物として津波の威力や衝撃力に耐えられるものか否か不安である。そのため、県で想定する津波の威力に対し、防潮堤が耐えられるか等の強度調査方法を早急に確立いただき、調査結果によっては必要な措置を早急に講じていただくことを要望する。

また、港湾区域に設置されている 12 箇所防潮堤門扉の内、大型の 3 門扉のみ電動化されているが、平成 27 年 3 月に神奈川県が発表した津波浸水予測図では、短時間で津波の第 1 波が襲来することが予測されている。そのため、昼夜を問わず災害時に防潮堤門扉を迅速かつ確実に閉鎖するための遠隔操作装置及び監視カメラ等の設置や、小規模な門扉について、常時閉鎖が可能となるよう併設階段の整備等の措置を講じるよう要望する。

#### **(15) 災害発生時における西湘バイパス大磯港オフランプの閉鎖自動化について（大磯町）**

大磯港には 12 箇所防潮堤門扉（陸閘）が設置されており、その内 2 箇所は大磯港臨港道路上にあり、高波浪時や高潮、津波などの災害が発生する恐れがある場合、西湘バイパス大磯港オフランプの閉鎖措置に合わせ 2 箇所の防潮堤門扉を閉鎖している。

防潮堤門扉を閉鎖する際には、道路管理者と交通管理者が協力して行う必要があるが、西湘バイパスは自動車専用道路であることから、町、県、地元警察署だけではなく、国土交通省や神奈川県警察交通機動隊など、多くの関係機関と閉鎖手続きのための連絡調整等を行わなければならない、門扉閉鎖までに時間を要している状況である。

そのため、津波等の災害発生時にもスムーズに防潮堤門扉を閉鎖できるようにするため、西湘バイパス大磯港オフランプへ電光表示板や信号機、電動ゲートなど通行止めの自動化設備の設置を要望する。

#### **(16) 障害者福祉サービスの報酬にかかる地域区分の設定について（大磯町）**

障害福祉における障害福祉サービスに対する事業者への報酬の地域区分について、現在、近隣市町との間において生活圏が同じ範囲であるが、地域区分が違い、報酬額に差が生じている。

これにより、障害福祉サービス事業者の安定した運営に影響が生じていることから、地域区分の決定は、現在の市町村ごとの決定ではなく、生活圏を同じくするなど、広域の設定とし、障害福祉サービスに格差が生じないように、地域の実情に十分に配慮することについて国に働きかけることを要望する。

#### **(17) 砂防指定地の保全について（二宮町）**

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されているが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の護岸等の破損が顕著な箇所が生じている。

砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設の早期整備を要望する。

#### **(18) 県道 71 号歩行者安全対策について（二宮町）**

県道 71 号は、主要地方道秦野二宮線として、国道 1 号、西湘バイパス、小田原厚木道路

や東名高速道路へ結ぶアクセス路線であり、多くの車が通過している。また第1次緊急輸送路にもなっており、重要な県道として、年々交通量は増加傾向にあるが、この県道を横断できる箇所には限りがあり、歩道橋による横断のみの箇所もある状況である。

近年、高齢化が加速するなか、県道のみでなく道路全体において歩行者も増加傾向にあり、横断箇所の必要性や交通バリアフリーに関する対策が急務となっている。

県道 71 号線に対する高齢者、障害者の安全対策及びバリアフリー対策を講じていただくよう要望する。

#### (19) 県及び県関連施設の下水道への早期接続について（二宮町）

下水道供用開始区域内にある県及び県関連施設において、いまだに下水道に接続されていない施設がある。

町では、下水道経営の基盤強化のため、未接続の町民に下水道への接続を強く依頼していることから、県及び県関連施設においても、町条例及び下水道法に基づき速やかな接続を要望する。

### 3 足柄上地域要望

#### (1) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について（足柄上郡）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道 255 号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期整備が期待されている。

「足柄紫水大橋」の整備については、平成 18 年度から県事業として着手し、平成 26 年 3 月に供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られたところである。

また合わせて、平成 26 年度は、県道 711 号（小田原松田）から国道 255 号までの区間について、測量調査等の予算が計上され、整備に向けての取組みが行われている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されるので、県道 711 号から国道 255 号までの区間の県による全区間の早期建設を要望する。

#### (2) 東名高速道路の跨道橋等における点検、補修、耐震対策の国の支援について（足柄上郡）

足柄上地域を通過する東名高速道路は、その建設時において南北に分断された町道、農道、人道の機能復旧として跨道橋が架設され完成後、市町村に移管された経過がある。その跨道橋も開通から 46 年の歳月を経て、安全・安心に対する老朽化対策が喫緊の大きな課題となっている。

そのような中、国では、道路、橋、トンネルなどで点検を適正に行うために、必要な知識及び技能を有する者が近接目視により 5 年に 1 回の頻度で点検を行うこととする省令及び告示が平成 26 年 7 月 1 日に施行された。

しかし、財政力の乏しい町においては、必要な知識・技能を有する者による点検の実施や、点検結果に基づく大規模修繕、耐震対策などを自主財源で対応するのは非常に厳しい状況である。

このような状況を踏まえ、県においては、国及び中日本高速道路株式会社に対して、国策である東名高速道路を跨ぐ跨道橋の維持管理に係る以下の 3 点について、働きかけることを要望する。

ア 神奈川県道路メンテナンス会議の継続及び充実

イ 跨道橋の点検受託等、技術的助言、地方公共団体向け研修の充実

ウ 点検業務から大規模修繕、耐震対策までを対象とした現行補助制度における補助額の増と農林道等を対象とした新たな補助制度の創設

#### (3) 道路法による道路以外の橋梁に係る維持・管理費の支援について（中井町・山北町）

町域内には、県道の整備等において道路法により指定できない道路、いわゆる認定外道路が跨道橋として整備され、現在、それらの管理は町に移管されている。

町では、こうした橋梁の維持管理においては長寿命化修繕計画に沿った予防修繕に取り

組む方針でいるところであるが、認定外道路については社会資本整備総合交付金の補助対象外となっている。

については、これら認定外道路における橋梁の維持管理についても、対象事業となるよう財政支援の拡充を国へ働きかけるよう要望する。

#### (4) 酒匂川左岸道路の延伸について（松田町・山北町）

国道 255 号及び 246 号の慢性的な交通渋滞を解消するために計画された酒匂川左岸道路は、小田原市から大井町の間は既に供用が開始されている。

しかし、松田町から山北町の大口橋までの区間は「かながわ交通計画」に位置付けられていないため、松田町と山北町と共同で当該道路の北部延伸の実現を目指して、当該計画への位置付けを要望してきたところ、県からは「今後、かながわ交通計画を見直す際に検討する。」という回答をいただいたところである。

そうした中で、昨年度、この道路の今後の整備にかかる基本的な事項について、県西土木事務所、山北町、松田町の 3 者で協議を行ったところ、県が整備を進める河川管理用通路を占用し、山北町から松田町へ抜ける道路として、両町が整備工事を推進することを共通認識したところである。

そして、山北町では先行して平成 27 年度から社会資本整備総合交付金を活用して、この道路の整備を開始したところであるが、この道路は県が整備する河川管理用通路を活用して整備するため、県においては河川管理用通路の整備を推進されるとともに、河川管理者としての技術的支援及び河川協議について特段の配慮を要望する。

#### (5) 中井町南部地区の事業化への支援について（中井町）

中井町南部地区メガソーラー事業は、県が取り組む「かながわスマートエネルギー構想」の一環として整備され、県内でも大規模な太陽光発電設備として稼働を開始したことは、周辺地域の活性化につながるものと大きな期待を寄せているところである。

町では、自然エネルギーの教育学習の場としての活用はもとより、豊かな自然環境を享受しながら健康増進につながる「運動」や「癒し」を提供できる特色ある整備を進め、未病戦略エリアの一拠点として、住む人も訪れる人も元気になれる空間を演出したいと考えている。

「未病を治す」をキーワードとした地域の活性化と魅力のネットワーク化に向けた県の柔軟な理解と特段の支援を要望する。

#### (6) 比奈窪バイパス整備に伴う役場周辺の土地利用について（中井町）

比奈窪バイパスは、本町にとってまちづくりの核となる役場周辺地区の整備に欠かせない、長期にわたり開通を待ち望んだ路線であり、平成 27 年度中の供用開始に見通しがついたことを大変喜んでいる。

役場周辺は、保健福祉センター、農村環境改善センター、中井中央公園など公共公益施

設の集まる地区であり、中井町都市マスタープランでは町の中心拠点として、また、県の都市マスタープランにおいても「行政、業務機能に加え、居住機能、商業機能など複合的な都市機能の集積」を図る地域拠点として位置付けられている。

この役場周辺を町の中心拠点として形成することを目標に、生涯学習センター、バスターミナル、商業施設などの計画的な集積を図るとともに、市街化調整区域に指定された隣接する地区に定住人口増加に向けた新規住宅地の整備を目指していきたいと考えている。

町が将来にわたって発展していくために役場周辺の拠点整備は必要不可欠であり、市街化調整区域における地区計画制度を活用した拠点づくりに向けて、必要な技術的支援等を要望する。

#### (7) 県道 711 号（小田原松田）の信号機増設について（大井町）

県道 711 号（小田原松田）の大井町区間における信号機については、平成 26 年 3 月の足柄紫水大橋の開通とともに、新たに 2 箇所の信号機が設置され、要望箇所 7 交差点のうち 6 箇所が設置済みとなり、交差点部の安全確保が図られている。

未設置の 1 箇所については、周辺に学校や福祉施設、民間企業等が立地しているほか、多くの農地が存在していることから、学生や企業関係者及び地域住民が日常的に迂回をしている状況にある。

足柄紫水大橋の供用開始により、酒匂川に架かる橋梁の交通渋滞は緩和されたものの、当該路線の交通量は今後一層の増加が予想される。

こうした中であって、当該交差点の取付け町道は、拡幅改良工事が完了しており、地域からは交差点の閉鎖解除や安全対策を求める声が、これまで以上に高まっている。

このため、こうした状況を考慮いただき、地域住民の交通安全の確保や各施設へのアクセス向上を図るため、早期の信号機設置を要望する。

#### (8) 寄地区への連絡道路の整備について（松田町）

寄地区への主要幹線は、国道 246 号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道 710 号（神縄神山線）の 1 路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路は、県営林道土佐原線と秦野市道であるが、災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

については、防災上の見地及び観光振興の効果からも県道 710 号立山橋付近の拡幅及び法面保護等の改良工事を引き続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である県営林道土佐原線を緊急車両が支障なく通行できるよう引き続き支援を要望する。

#### (9) 小田急新松田駅北口の整備計画策定等に係る支援について（松田町）

小田急新松田駅北口周辺は「町の表玄関口」として、小田急と J R 御殿場線との乗り換え客に加え、複数の路線バスやタクシー車両のほか個人や近隣企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で町民から多くの整備要望の声が寄せられている。

町でも平成 23 年度より新たに始まった松田町第 5 次総合計画の重点施策として「新松田駅北口周辺整備の検討」を掲げており、駅周辺調査を進めているところである。

新松田駅北口交差点及び J R ガード内は、幅員が狭く交通渋滞を引き起こしていることから、歩行者の安全と車両等の円滑な通行を確保するため、現在、県において整備を進められている県道 711 号線改良事業と併せた多面的な駅前広場整備による支援を要望する。

#### (10) 鳥獣被害対策及び耕作放棄地対策について（松田町）

当町の農地の大半は中山間地域に点在しており、農業従事者の高齢化及び鳥獣被害の増大に伴う耕作意欲の減退から、耕作放棄地化が進行している。

現に、町で行った実態調査では、14.0 ha(2008 年)から 26.1 ha(2014 年)へと、この 6 年間で耕作放棄地は約 2 倍になっており、農業存続の危機に瀕している。

本対策については、町猟友会を中心とした駆除対策を推進しているが、会員数の減少及び高齢化に伴い、捕獲数が伸びていないのが現状である。

丹沢山系に位置する当町では、広範囲に移動するこれら有害鳥獣対策について、広域行政単位での対策部会を設置するなどの対応も併せて実施しているが、広域自治体である県に対し、被害の遡減に向け、以下の事項を要望する。

ア 管理捕獲目標数の着実な達成

イ 市町村事業推進交付金の所要額確保及び全額補助化

ウ 狩猟資格免許不要で自己所有地内に使用可能な「捕獲用囲いわな」の設置促進及び普及啓発

反面、捕獲した有害獣はジビエに代表される山間地域の貴重な資源であり、近年では、都市部を中心に食肉用及び飼料用として消費が拡大しているが、県西部は、これらの消費地に近接している地理的メリットが存在し、また、昨年 11 月には、厚生労働省において「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」が策定され、利用に関する方向性が示されたことから、「かながわ特産品」として活用も視野に入れたモデル事業として、県と市町村等が協力した食肉処理加工施設の整備について要望する。

#### (11) 県政地域活性化方策について（松田町）

昨年 5 月に日本創成会議が発表した 2040 年までに消滅の可能性がある都市として、当町も位置付けられ、より一層の定住化促進策等の行政施策を必要とし、推進しているところである。一方、県では県西地域活性化プロジェクトを立ち上げ、「未病を治す」をテーマに本地域の魅力を県内外に発信する取り組みに尽力しているが、更なる地域活性化のため、以下の事項を要望する。

ア 定住化促進施策について

(ア) 県下人口減少地域の町が独自に実施する定住促進策に対する一括交付金制度等を創設すること。

(イ) 県勢の持続的な発展のため、全県単位での人口の自然増加を誘発する施策(子育て

環境の充実・企業立地等)の推進に努めること。

#### イ 自治基盤総合補助金について

(ア) 従前の「市町村振興メニュー事業補助金」の際に設定していた財政規模等による条項が撤廃され、補助率が大幅に圧縮(1/2→1/3)されたので、拡大をすること。

また、本補助金の下限事業費(ハード事業 900 万円・ソフト事業 300 万円)の設定については、町でのきめ細かい施策展開への阻害要因となっていることから、要件緩和を図ること。

(イ) 本補助金において、広域連携事業は権限移譲型・固有型の二種類とされ、補助率 1/2 で措置されている一方、広域圏に波及効果が認められ、ひいては県西地域の交流人口の増大に寄与することが想定される観光資源の整備(散策路等)は、別項目として制度化されており、この場合の補助率は 1/3 となっていることから、広域連携事業の対象拡大はもとより、地域における諸課題を解決するため設定されている『圏域特例事業(補助率 1/3)』においても、補助率の 1/2 での支援を要望する。

#### (12) (仮称) 林道秦野峠高松線の新設について (山北町)

当町では、森林の適正な整備・保全を図り、効率的な林業経営を行うための基盤となる施設として、(仮称) 林道秦野峠高松線の必要性を鑑み、県に対して新たな林業振興型の林道開設を要望していた。

これに対して、県からは「神奈川地域森林計画」などに示されている方針に基づき、地元自治体等と連携して、現地踏査や調査を行い検討する旨の回答をいただき、林道開設までのロードマップの第一歩として、平成 25 年 11 月に新規路線の路線選定技術検討会を実施していただいたところである。路網整備が実施された場合、県が実施している水源林整備の施業だけでなく、森林組合等が実施する水源林長期施業受委託制度の利用も期待ができるため、間伐材の搬出にも効果が期待できると思われる。

については、(仮称) 林道秦野峠高松線の必要性・重要性をご理解いただき、早期の事業化に向け具体的な検討を進められるよう要望する。

#### (13) 林道秦野峠線について (松田町・山北町)

神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～(平成 24 年 4 月)では、災害時の集落の孤立を防ぐため、防災上の林道の役割として緊急避難路や迂回路になる農道・林道の安全確保に努めるとしている。

林道秦野峠線は林業振興型林道に区分されていることもあり、現在は一般車両の通行が規制されているが、この林道は松田町寄地区から山北町玄倉地区を結ぶ唯一の路線になっている。近年は台風やゲリラ豪雨が多発しており、平成 22 年 9 月の台風 9 号では県道 76 号山北藤野線の法面が崩壊し、地域住民が孤立した事態となっている。

両町では県道を幹線として、その周辺に集落が点在していることから、仮に県道 76 号山北藤野線や県道 710 号神縄神山線において災害が発生した場合、同様の被害を受けること

が想定されるが、林道秦野峠線を利用することで、各集落や丹沢湖などを訪れる観光客の孤立化の回避と、緊急輸送路、緊急避難路の役割を果たすことになる。

このような、いつ発生するか分からない災害等に適切に対応すべく、林道の安全確保を図るとことはもとより、当該林道付近より望む紅葉及び富士山等は、地域の観光資源でもあることから、県西地域活性化の観点からも、全線を生活用道路としての役割を担う併用型林道に位置づけるよう変更し、将来的には一般車両の通行も可能となるよう、規制の緩和について特段の配慮と検討を要望する。

#### (14) 水の木幹線林道の整備について（山北町）

当町には県内の6割強にあたる6462haの国有林があるが、その内の4713haは丹沢湖湖畔の世附地区に存在し、この地区の国有林は水の木幹線林道を利用して整備されてきた。

また、この地区には世附猟区があり、年間300人以上の方がこの林道を利用して入猟し、鳥獣の保護と森林や農作物の被害防止の調和を図り、さらには周辺にある滝を始めとする大自然を求めて多くのハイカーが訪れていた。

しかし、平成22年9月の台風によりこの林道は壊滅的な被害を受け、森林整備に影響を及ぼしただけでなく、猟区の一部閉鎖やハイキングコースの寸断など、町にとって深刻な事態となっている。

国・県においては、平成24年度から連携を取り復旧工事を鋭意進められているところであるが、全線開通するにはかなりの年月を要すると見られている。

については、当該林道の重要性を鑑み、復旧工事を加速化し早期に事業完了されることを要望する。

#### (15) 不老山ハイキングコースの整備について（山北町）

標高928mの不老山は、6月にはサンショウバラが見頃となるハイカーに人気のある山である。

しかし、平成22年9月の台風により、丹沢湖から不老山へのハイキングコースは、世附川に架かる吊り橋が流され、またコースにも崩落箇所があり、通行できない状況である。

不老山山頂には別ルートを利用して行くことも可能であるが、現在通行できない丹沢湖畔から不老山へのルートは、ハイカーに特に人気があり、多くのハイカーからこのルートの早期復旧の要望がある。

このため、このハイキングコースの回遊性を持たせるためにも、水の木幹線林道の一部通行による新たなハイキングコースの早期実現について要望する。

#### (16) 市町村設置型高度処理型浄化槽に係る交付金対象経費の見直し及び新たな助成制度の創設について（山北町）

当町では、神奈川県の水がめである三保ダム集水域において、県民に良質な水を恒久的に供給するため、高度処理型合併処理浄化槽整備事業を推進している。一般住宅について

は、独居世帯・高齢世帯など設置が困難な箇所を除き、概ね設置が完了したため、今後はキャンプ場や旅館など事業系の人槽の大きい浄化槽の整備を進める必要がある。

しかし、人槽の大きい事業系の浄化槽の整備を進めるにあたっては、事業者が負担する使用料が高額になることや、設置後、町が負担する維持管理費の県補助基準額が、実情に合っていないことが大きな課題となっており、この維持管理費の不足している部分については、利用者からの使用料負担額で補っている状況である。このため、町としては維持管理費の基準額が実情に合うように増額されれば、使用料の見直しを検討し、事業系の浄化槽整備を推進したいと考えている。

このような状況を鑑み、県における次期5か年計画策定の際には、維持管理費の補助基準額の見直しについて検討され、実情に合った補助をされるとともに、水源地域の恒常的な水質保全を図るため、これまでに設置した浄化槽について、設置後6年以降も継続して維持管理費を補助する新たな助成制度の創設について強く要望する。

#### (17) 町道4号（東山北停車場線）の県道への移管について（山北町）

町道4号（東山北停車場線）は、国道246号向原交差点を起点とし、JR東海御殿場線東山北駅付近を終点とする延長約82mの直線道路で、終点が県道721号（東山北停車場線）と接続していることから、現実的には国道と県道の接続する機能しか持たない町道である。

この町道部分の県道への移管について、県に相談したところ、「県道721号（東山北停車場線）は起点を鉄道駅（東山北駅）としているため、移管は受けられない」という回答をいただいたところである。

町としては、県の考えは十分理解しているが、周辺道路の利用現況や道路管理上の合理性などから、将来的には当該町道を県に移管させていただき、県道の起点を国道246号向原交差点とするよう要望する。

#### (18) ミツバ岳ハイキングコースの設定及び整備について（山北町）

丹沢湖上流の中川地区にある細川橋を起点とし、二本杉峠、権現山からミツバ岳を通り、丹沢湖畔の滝壺橋を終点とするルートは、特に毎年3月下旬から4月上旬にかけて、ミツマタの花が咲き乱れる絶景のハイキングコースとなっており、県内外より多くのハイカーが訪れている。

しかし、このルートは県立丹沢大山自然公園のエリア内にあることから、細川橋から権現山までの区間は公園歩道に指定され、県がコースの管理・整備を行っているが、その先の権現山から滝壺橋までの区間は公園歩道に指定されていないため、コース整備や道標設置が不十分な状況にあり、実際にハイカーが道に迷う事例も発生している。

当町ではミツマタの花を新たな観光資源としてPRし、このルートを新たなハイキングコースとして広く情報発信したいと考えている。このルートを訪れるハイカーの安全と安心を確保するために権現山からミツバ岳を経由して滝壺橋までの区間を新たに公園歩道として位置づけ、早期にコース整備、道標設置を実施することを要望する。

**(19) 新東名高速道路（仮称）山北スマート I C 整備事業の推進に係る財政支援について（山北町）**

新東名高速道路（仮称）山北スマート I C については、県を始めとする関係各位の支援、協力により、昨年 8 月に国の連結許可を受け、平成 32 年度の完成を目指し事業を推進することとなった。

（仮称）山北スマート I C は、「県西部都市圏交通マスタープラン」において、県が整備を進めている「南足柄市と箱根町を連絡する道路」とともに、県西部の観光拠点の交通利便性を高め、多様な観光客による交流・活力を促進するための重要な施設として位置付けられている。

当町では本年度の詳細設計が完了した後に、建設工事に着手するわけであるが、今後、この事業を進めるにあたっては多額の費用負担が見込まれている。

（仮称）山北スマート I C には、圏域を越えた広域的な交通ネットワークの拠点としての役割が期待されており、整備されることが県の「県西地域活性化プロジェクト」推進の一助となることを鑑み、（仮称）山北スマート I C 整備事業に係る県としての財政的な支援について要望する。

**(20) 都市計画道路山北開成小田原線への信号機の設置（開成町）**

平成 26 年 6 月に一部区間開通した都市計画道路道山北開成小田原線は、町の南北を結ぶ大動脈として機能しており、開成町牛島地内において、交通量の非常に多い町道と交差しているが、当該交差点には信号機が設置されていない。

交差する町道は、江戸時代に矢倉沢往還として発達した主要街道であり、現在も小田急線開成駅を利用する地域住民が頻繁に通勤・通学などに利用するなど、その役割は他の町道とは明らかに一線を画しており、本町はその整備に努めているところである。

当該交差点では、既に交通事故も発生しており、周辺には幼稚園や小学校、医療機関が立地していることから、県道開通による交通環境の変化に対し、歩行者の横断時や町道を走行する車等の交通安全対策に万全を期す必要がある。

また、近接する開成町南部地区では土地区画整理事業が概ね完了したことを受けて今後更なる交通量の増加が見込まれている。当該交差点は、町道の整備と相まって更に人や車が集中し、交通の要衝化が進むことから、園児・児童、地域住民の安全を確保は喫緊の課題であるため、信号機の設置を要望する。

**(21) 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）**

昭和 60 年 3 月の小田急線開成駅の開業以来、開成駅周辺地域では、戸建て住宅やマンションの建設が進み、人口増加が続いている。

人口増加に伴い、スーパーや金融機関が新たに立地するとともに、平成 22 年 4 月には周辺地域の児童が通学する開成南小学校が開校している。平成 19 年から取り組んできた 26ha

もの開成町南部地区土地区画整理事業が概ね完了し、平成 27 年 5 月には町南部に新たな街区であるみなみ 1 丁目～5 丁目のまちびらきをした。町が行った人口推計では今後 10 年間で約 2500 人の人口増加が見込まれており、流入人口が更に増加する状況にある。

また、昨年、都市計画道路山北開成小田原線の一部区間及び足柄紫水大橋が開通し、開成駅のアクセス性が飛躍的に向上し、駅周辺の交通環境は激変している。

このような人口及び駅利用者の増加に対し、町では平成 8 年 12 月に、警察官が立ち寄れる神奈川県警察松田警察署開成駅前連絡所を設置した。平成 15 年度からは民間ボランティア団体「開成駅前連絡所ボランティア安全サポーター」が、自主的に駅周辺のパトロール等を行っているが、住民レベルの活動には限界があり、犯罪への対処を望むことはできない。

地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、早急に開成駅前に交番を設置することを要望する。

## 4 足柄下地域要望

### (1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1 ha 以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を 3000 m<sup>2</sup>以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成 21 年 3 月 31 日をもって「1 ha 未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されている。仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置を、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

### (2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について（真鶴町・湯河原町）

国道 135 号の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの延伸を要望している。平成 15 年度より専門家を加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を開催し、長期的・技術的対策等の検討をして、山側バイパスの整備は技術的に実現可能であるとの報告を受けており、また平成 26 年 1 月には「小田原真鶴道路建設促進協議会」において国関係機関へ要望活動を行ったところであり、引き続き路線検討を含め長期的対策の具体化を達成するため、事業化に向けてなお一層の検討を要望する。

### (3) 国道 135 号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道 135 号(真鶴道路旧道)区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されている。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っているが、未だ抜本的な解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望する。

### (4) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原 1 市 2 町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進し、県道 740 号が通行不可となった際、防災上の観点から目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

**(5) 県立小田原養護学校の分校（分教室）の設置について（真鶴町・湯河原町）**

県立小田原養護学校に通学する児童・生徒は、真鶴町を含め、小・中・高等部全体で、現在 18 名いるが、姿勢保持が困難な児童・生徒にとってスクールバスによる遠距離通学による身体への負担は想像以上に厳しいものがあり、入校を断念せざるを得ない児童もいる。

また、保護者の精神的・身体的な負担も大きなものとなっている。

湯河原・真鶴地区への小田原養護学校分校（分教室）の設置についての保護者の要望も高まっているので、早急な実現を要望する。

**(6) 宮ノ下地区落石防止対策の推進について（箱根町）**

宮ノ下地域は早川・蛇骨川と、浅間山との間の急峻な地域に市街地を形成している。このため、山林からの崩落や落石がたびたび発生しているが、近年は、宮ノ下字蛇骨の県有林地内からの落石により、市街地上部に位置する鉄道施設や敷設された温泉管を破損する事故も発生した。

については、地域住民の安全確保や災害の未然防止のため、落石防護壁の設置等の対策を推進するよう要望する。

**(7) 小田原養護学校スクールバスの運行範囲延伸等について（箱根町）**

現在、小田原養護学校スクールバスの箱根方面への運行範囲は湯本までとなっており、湯本より先（箱根町内）に居住する児童・生徒及びその保護者にとって、小田原養護学校への通学に係る負担は非常に大きく、本人及び家族の生活に支障をきたしている。小田原養護学校への通学負担軽減のため、運行範囲延伸（仙石原地区まで）を要望する。

**(8) 大涌谷における火山対策について（箱根町）**

本年 4 月 26 日からの大涌谷周辺における火山活動の活発化に伴い、5 月 6 日に噴火警戒レベルが 2（火口周辺規制）に、6 月 30 日にレベル 3（入山規制）に引き上げられ、7 月 3 日には災害対策基本法に基づく警戒区域が設定された。

大涌谷周辺は、火山活動が身近で感じられるスポットとして、多くの観光客が来訪しており、駐車場待ちの車で付近の道路は、休日を中心に慢性的に渋滞している。

以上のことから、レベル 1 に引き下げされた際には、平成 14 年に起こった土石流により通行止めとなった大涌谷園地自然研究路の往路を、歩行者が安全に通行できるよう整備し、一次避難場所への避難を容易にするとともに、（公財）神奈川県公園協会が管理している駐車場を 2 階建てにし、突発的な小規模噴火の際にはシェルター施設として、また、自家用車での避難を安全に行うための渋滞緩和策となるよう施設整備を要望する。

**(9) 真鶴港における津波対策の措置について（真鶴町）**

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

沖防波堤については現在既に整備が着手されているが、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設については、未だ着手で、予定が示されていない。よって港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべきものであることから、同施設の早期着工を要望する。

また、県が今年発表した新たな津波浸水予測図では、以前の想定を超える津波が予想されている。これに基づき、県の早急な対応を要望する。

#### (10) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について（真鶴町）

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっている。また平成 21 年 2 月には、県指定天然記念物となった。しかし近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と町が薬剤散布により被害防止に努めてきた。しかし、その一方で薬剤散布による人体や生物、また、海域流出等への影響が懸念される。このため、平成 19 年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止した。

については、樹幹注入事業及び松くい虫被害木の伐倒に対する十分な補助金額の確保を強く要望する。

また、国に対しても継続的な交付金確保に向けた働きかけを要望する。

#### (11) 岩海岸における避難路整備について（真鶴町）

岩海岸は、良質な砂場海岸として町民や夏場においては海水浴場として観光客に利用されているが、海岸から脇を通る町道への通路が急勾配で、十分な幅が確保されておらず、津波発生時の利用者避難路として十分な状態とはなっていない。

当海岸は岩漁港区域内に位置しているため、県の漁港整備の一環として、また、景観に配慮した町道までの避難路となるような通路の整備を要望する。

#### (12) 県産石材の活用について（真鶴町）

神奈川県西部地域、とりわけ小田原市から伊豆地方にかけては良質な安山岩が多く産出される地域であり、石材採掘・加工業が地場産業として発展してきた。

近年、安価な輸入石材の増加などによりその利用は減少傾向となり、地場産業に大きな影響を与えていることから、地域活性化のため、また、地場産業の振興を図るためにも県をはじめ公共施設等の建築資材として県産石材の活用をPRしていただくとともに、積極的な利用について要望する。

以前の要望では、PRを行っている旨回答をいただいているが、公共工事等への浸透は十分ではないと考える。引き続き、県事業での積極的な利用及び県産石材のPRを要望する。

**(13) 県立真鶴半島自然公園の大規模改修について（真鶴町）**

真鶴半島は、昭和 29 年 4 月に県立自然公園に指定され(138ha)、県内はもとより、県外からも多くの観光客が訪れており、安全かつ快適に自然公園を楽しんでいただくための施設整備が急務となっている。

町では、魚付保安林に指定されていることから、松くい虫対策等森林の保護に努めている。

健康志向の高まりにより、ウォーキング等の利用者が多くなるなか、環境調和側ガードレールの設置・遊歩道ぬかるみ・転倒防止のための自然木によるステップ設置、ウッドチップの敷設・休憩所・木製ベンチの設置等の要望も多くあるが、財政的に施設の補修等まで実施することが困難な状況にあるため、継続的な大規模修繕・改修のための財政措置を要望する。

**(14) 吉浜地区護岸（緩傾斜式階段）の整備について（湯河原町）**

湯河原海岸沿岸においては、湯河原町都市マスタープラン・湯河原町緑の基本計画に観光的機能を重視した（仮）湯河原海辺公園（広場公園）を整備し、水辺レクリエーションの場となる海岸緑地帯の形成を図ることが位置付けられ、平成 19 年度から整備している湯河原海岸の 3 基目の人工リーフ終了後に（仮）湯河原海辺公園を整備することとし、平成 24 年度には実施設計を終了し、工事に着手し、平成 27 年度に工事を完了する予定となっている。

については、整備に当たり、水辺レクリエーションの場となる海岸緑地帯の形成を図る計画とし、海辺公園と一体となり、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備として、護岸部分の有効利用が可能となるよう緩傾斜式階段護岸等の整備を早期に実施し、また、海辺公園と湯河原海岸のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であり、津波発生時のさらなる避難路確保及び海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる通路等の整備を併せて要望する。

**(15) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）**

土砂災害防止法による特別警戒区域(レッドゾーン)として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、町は、土砂災害防止法に基づき、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作製し、住民への周知を実施している。今後は特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を解消するため、当該指定区域における土砂災害防止工事を計画的に実施することを要望する。

#### (16) 一般廃棄物最終処分場再生事業に係る財政支援について（湯河原町）

湯河原町真鶴町衛生組合は、湯河原町と真鶴町で構成される一部事務組合であり、当組合の最終処分場は、建設後 25 年が経過し、老朽化等の影響から不具合が生じ、現在、使用を停止している。

このため、日々生成される焼却灰は、現在、町外へ搬出処分委託をしているが、施設を安定的に運転するためには、組合独自の処分場を有することが必要不可欠である。しかしながら、新たな処分場を建設するためには、用地の選定、用地の取得、住民との合意形成などの手続等に多くの時間を費やさなければならないといった、大きなデメリットがある。

そこで、当組合では、短期間で建設が可能であり、使用を停止している現処分場を再生することにより問題を払しょくすることができるといったメリットがあることから、平成 25 年度から不具合を生じた現処分場を再利用、再生する事業を行っている。この事業に係る財政支援として、「神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金」が引き続き受けられるよう要望する。

また、循環型社会形成推進交付金の公的財政支援が受けられるよう、指導・助言をいただけるよう要望する。

#### (17) 福浦漁港再整備について（湯河原町）

福浦漁港は相模湾の豊かな海の恵みと潤いを提供する湯河原町の漁業拠点となっているが、荷捌所の老朽化対策、漁獲物の衛生管理対策の早急な対応や漁業就労環境の改善が必要となっている。

そのため、平成 25 年度に福浦漁業協同組合から「福浦地区漁港施設整備の要望」が町及び議会に提出されたことに伴い、漁業関係者、地元関係者、学識経験者及び行政関係者から構成される「湯河原町福浦地区地域水産再生委員会」「神奈川県湯河原町福浦地区産地協議会」を設置し、福浦漁港における問題・課題の対応方針と具体策の検討、漁港全体の利用計画の検討、施設配置計画の検討を行った。

平成 26 年度からは、平成 25 年度の検討結果を踏まえ、「安全で新鮮な水産物の安定供給と生産性の向上」「漁労所得の向上」「地域間交流の促進による活性化」などを目指すため、福浦漁港再整備事業として取組を進めており、同年 8 月には福浦漁港（福浦地区）事業計画を神奈川県に提出したところである。

ついては、平成 26 年度から神奈川県水産業施設整備事業費等補助金の交付を満額受けているが、平成 27 年度の交付額については、内示額が大幅に縮小となっているので、事業を進める上で支障をきたさないよう十分な支援（配分）を講じていただくよう強く要望する。

また、国に対しても継続的かつ十分な交付金確保に向けた働きかけを要望する。

**(18) 湯河原パークウェイの無料化について（湯河原町）**

静岡県との県境をつなぐ有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を經由して三島・箱根方面へ最短で移動できる道路であり、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した湯河原への誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な道路である。

また、県西地域を回遊する道路としても、県道75号（つばきライン）はカーブが多く走りづらい道路のため、湯河原パークウェイは重要な道路である。地域での広域的な連携により、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しなどについての協議や要望活動を行っているが、静岡県との広域的な課題でもあるため、県や国からの働きかけをお願いしたい。

**(19) 県道75号の街路灯整備に対する支援について（湯河原町）**

商店会等が設置・管理している県道75号沿線の街路灯は、経年劣化により故障や支柱の腐食が進行するなど全体的な改修が必要となっているが、商店会等の弱体化により維持管理が難しくなっている。

街路灯は、実質的には防犯灯としての役割を果たしていることから、地域の安全・安心の確保、また、観光地である湯河原の街並みにふさわしいLED照明への切替を実施するための支援を要望する。

**(20) 万葉荘の賃借の継続について（湯河原町）**

当町では、平成25年度から平成27年度までの3年間、神奈川県が所有する「万葉荘」を賃借いただき、町から民間事業者へ転貸し、湯河原町観光立町推進計画に位置付けられているロングステイツーリズムを提供するモデル事業として、連泊者の増加につながる「日帰り観光バスツアー」などを実施し、新たな観光客の誘客を図る取組みをしている。平成27年度は、「万葉荘」賃借の最終年度にあたり、更なるロングステイツーリズムの拡充とそれに伴う宿泊者の増加に努めたいと考えているところである。

平成28年度以降については、ロングステイツーリズムのモデル事業の実績を踏まえ、更なる充実を図りつつ、県が提唱している「未病を治す」取組みを踏まえ、健康づくりに着目した「ヘルスツーリズム」を提供し、これらの旅行形態の相乗効果を図りつつ、新たに、「万葉荘」を拠点宿泊施設として、平成28年度から平成30年度までの3年間、県の「未病を治す」取組みと連携したモデル事業を実施したいと考えているため、引き続き、これまでと同様な条件（賃借料）での建物賃貸借契約（3年間）の継続を強く要望する。

## 5 愛甲地域要望

### (1) 県道 64 号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

当村内を走る県道 64 号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖 I C 及びさがみ縦貫道相模原 I C へのアクセス道路として、その交通量は増加の一途を辿っている。

特に、朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

県道 60 号・70 号を含めた村内の県道 3 路線については、宮ヶ瀬ダムの建設時に完成に合わせて整備を行うと昭和 56 年に県が約束したものであるが、平成 12 年のダム完成後多年が経過し、交通量が激増した今日においてもいまだ未整備の箇所が残っている。

現在、一部の幅員狭小部や歩道未整備箇所及び古在家バイパス第 1 期区間が事業着手されており、古在家バイパス第 2 期区間も測量等に着手されたが、早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、村民の交通安全確保のため、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の 2 箇所に信号機を設置するよう引き続き要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する T 字路

イ 清川村役場前（今後道の駅が設置されることから、横断者の増加が見込まれる）」

### (2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は小鮎川の左岸に位置し、急峻な山肌の下  
の平地に住宅が建設され、古くから居住地区を形成している。

平成 11 年夏の豪雨において、この地区の山腹で大規模な崩落が発生し、住民への影響は  
なかったものの、梅雨、台風など雨の多い時季には不安を募らせ、自主避難をした方もい  
た。

平成 11 年の崩落箇所については、早急な対策が講じられたほか、その周辺の危険箇所の  
一部も整備が進められてきた。地災害減災総合対策事業として当該地区の落石防護壁の設  
置の落石固定を平成 22 年度で完成したが、この地区の上流部には急傾斜地崩壊危険箇所  
がいまだ数多く存在している。

については、地区住民の安全・安心、災害の未然防止のため、継続的に効果的な山林の崩  
壊防止対策を推進されるよう要望する。

### (3) 消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成 25 年 4 月 1 日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防  
広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、国は国庫  
補助金の配分に特別な配慮を行うとしているが、当村が計画する事業には補助対象となる  
事業がないため財政的な支援が得られず、また、県による財政支援は上記基本指針の改正

前の制度による支援となっており、改正後の集中的な支援が不明確なものとなっている。

財政基盤の弱い当村において、広域化に伴う初期の整備費用や運用経費など多大な財政負担に対し、広域化後の事業を円滑に進めていくためには、国や県による集中的な支援を継続的に実施していただく必要がある。

県におかれては、広域化後に生じる多大な運用経費に対し、消防広域化重点地域として指定した自治体において安定した運用が図れる新たな財政支援制度を創設するとともに、国に対しても必要な支援を求めるよう要望する。

#### (4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として「山の日」となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されている。

今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり、救助体制の一環として、登山者の位置が確認できる携帯電話アンテナ基地局の整備等、救助する側と登山者との連絡体制等の構築を要望する。

また、登山者が県道70号線に路上駐車する方が多く、道路幅員も狭いため非常に危険である。登山口（札掛、塩水地区）のほとんどが県所有地であることから、安全対策として県道70号線沿いに駐車場の設置を行うとともに、拡幅改良整備を引き続き要望する。

## 6 水源地域要望

### (1) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等について、積極的に取り組むよう強く要望する。

### (2) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組み、森林が経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進することを要望する。

イ 地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているとともに、費用負担に矛盾（較差）が生じている。地域林業形成促進事業により森林整備を実施している森林所有者に対して水源環境保全・再生市町村交付金事業により所有者負担分を全額助成するよう要望する。

ウ 水源環境保全・再生市町村交付金事業は事務量も多く、執行に当たって相当な労力を費やしている。本事業は神奈川県全体の環境保全・良質な水の安定確保を目的としていることから、人件費についても交付金の対象とするとともに、交付方法についても精算払い方式から概算払い方式へ変更するよう要望する。

エ 「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の策定に当たっては、水源環境保全・再生市町村交付金において、公共下水道の維持管理に伴う支援を水源地域へ拡大するよう要望する。